

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月28日
【事業年度】	第135期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 真
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	(079) 223 - 1243
【事務連絡者氏名】	取締役企画部長 大谷 隆
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	(079) 223 - 1243
【事務連絡者氏名】	取締役企画部長 大谷 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次		第131期	第132期	第133期	第134期	第135期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	43,744	41,278	43,873	44,522	44,562
経常利益	(百万円)	2,652	2,326	3,276	3,027	2,821
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,534	1,574	2,133	1,991	1,579
包括利益	(百万円)	1,769	2,050	2,157	2,099	1,692
純資産額	(百万円)	34,832	36,551	38,553	40,614	42,102
総資産額	(百万円)	51,031	52,402	54,418	55,585	57,630
1株当たり純資産額	(円)	5,774.33	6,061.22	6,394.52	6,737.43	6,986.55
1株当たり当期純利益金額	(円)	254.55	261.28	354.07	330.54	262.17
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	68.22	69.71	70.81	73.02	73.01
自己資本利益率	(%)	4.53	4.42	5.69	5.03	3.82
株価収益率	(倍)	12.69	13.18	10.17	10.72	15.45
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	4,886	3,275	5,436	4,048	5,177
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	2,288	4,570	5,004	3,124	2,954
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(百万円)	1,436	1,319	632	1,197	1,037
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	7,517	4,902	4,702	4,429	5,615
従業員数	(人)	3,147	3,159	3,203	3,280	3,207
[外、平均臨時雇用者数]		[1,618]	[1,837]	[1,730]	[1,728]	[1,748]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第131期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第131期	第132期	第133期	第134期	第135期
決算年月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月
売上高 (百万円)	21,726	19,930	20,079	20,756	20,917
経常利益 (百万円)	1,683	1,598	1,637	1,845	1,841
当期純利益 (百万円)	1,033	1,207	978	1,255	1,291
資本金 (百万円)	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140
発行済株式総数 (千株)	30,860	30,860	30,860	30,860	6,172
純資産額 (百万円)	22,623	23,816	24,821	25,899	26,990
総資産額 (百万円)	36,158	38,274	40,156	40,339	42,704
1株当たり純資産額 (円)	3,752.45	3,951.56	4,119.30	4,298.88	4,481.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	6.00 (2.50)	23.00 (3.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	171.49	200.39	162.41	208.30	214.48
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	62.57	62.22	61.81	64.20	63.20
自己資本利益率 (%)	4.69	5.20	4.02	4.95	4.89
株価収益率 (倍)	18.83	17.19	22.17	17.02	18.88
配当性向 (%)	14.58	12.48	15.39	14.40	16.32
従業員数 (人)	1,419	1,478	1,483	1,492	1,489
[外、平均臨時雇用者数]	[129]	[62]	[78]	[83]	[83]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第131期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。なお、第131期から第134期の発行済株式総数は、株式併合前の株式数であります。

4. 第134期の1株当たり配当額には、創立90周年記念配当1円を含んでおります。

5. 第135期の1株当たり配当額23.00円は、1株当たり中間配当額3.00円と1株当たり期末配当額20.00円の合計であります。平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たり中間配当額3.00円は株式併合前、1株当たり期末配当額20.00円は株式併合後の金額であります。なお、株式併合後の基準で換算した場合、1株当たり中間配当額3.00円は15.00円に相当するため、1株当たり期末配当金20.00円を加えた1株当たり配当額は35.00円となります。

2【沿革】

年月	記事
昭和2年8月	旅客自動車運送事業を目的とし、神戸市須磨区に神姫自動車株式会社を設立
昭和8年1月	本社を加古郡加古川町（現・加古川市）、姫路市を経て、明石市に移転
昭和16年3月	設立以来昭和16年3月までの間に、社自動車株式会社の合併をはじめとし、フタバ自動車株式会社、合資会社姫路自動車商会ほか14社を合併又は買収
昭和18年5月	山陽自動車株式会社、播電自動車株式会社、相生合同自動車株式会社を合併、本社を姫路市に移転し神姫合同自動車株式会社に商号変更
昭和18年8月	柏原自動車株式会社ほか4社を合併又は買収
昭和20年5月	神戸自動車交通株式会社を合併し兵庫県下における乗合バスの統合を完了
昭和24年3月	日の丸自動車株式会社播美支社を買収
昭和24年6月	菱油商事が神姫産業株式会社（現・連結子会社）に商号変更、後に昭和41年4月神姫急送株式会社と合併
昭和24年9月	神戸証券取引所へ上場（同証券取引所は昭和42年10月廃止）
昭和27年6月	赤穂合同自動車株式会社が神姫自動車株式会社神戸タクシー部を吸収合併し、神姫タクシー株式会社（現・連結子会社）に商号変更
昭和27年12月	赤穂交通株式会社を買収
昭和31年5月	神姫自動車株式会社に商号変更
昭和34年1月	神姫観光株式会社を設立し、旅行業を開始
昭和36年10月	大阪証券取引所へ上場（市場第二部）
昭和44年3月	逓送部門を分離し、神姫逓送株式会社（現・連結子会社）を設立
昭和45年4月	車両部門（板金・塗装等）を分離し、完全自動車整備塗装株式会社（現・連結子会社神姫商工株式会社）を設立
昭和45年9月	シンキ興業株式会社（現・連結子会社神姫フードサービス株式会社）を設立し、飲食業を開始
昭和47年5月	神姫バス株式会社に商号変更、事業年度を1年（3月末日）に変更
昭和57年12月	神姫観光株式会社の旅行業以外の事業を分離し、神姫商産株式会社（現・連結子会社神姫クリエイティブ株式会社）を設立し、昭和58年4月乗車券発売・広告・保険代理業等を開始
昭和59年1月	株式会社ホープ（現・連結子会社）を設立し、自動車の車両運行管理業を開始
平成9年11月	神姫観光バス株式会社（現・連結子会社）を設立し、平成10年8月貸切旅客運送事業の運行部門の第一次営業譲渡を行い貸切旅行事業を開業
平成11年4月	神姫観光バス株式会社に貸切旅客運送事業の運行部門の第二次営業譲渡を行い、運行部門の譲渡を完了
平成14年10月	神姫観光株式会社を吸収合併、旅行事業を開始し、貸切旅行事業を神姫観光バス株式会社に統合
平成18年1月	株式会社ハウジング幸陽（商号変更 株式会社エルテオ・ホーム）を買収（現・連結子会社株式会社エルテオ）
平成24年3月	神姫バスツアーズ株式会社を設立（現・連結子会社）
平成24年4月	神姫観光ホールディングス株式会社を設立（現・連結子会社）
平成24年7月	吸収分割により旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に移管 更に、吸収分割により神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光バス株式会社の株式を神姫観光ホールディングス株式会社に承継させ、旅行事業及び貸切バス事業の経営を管理する中間持株会社体制を構築
平成25年3月	吸収分割により土地分譲事業を株式会社エルテオに移管
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所（市場第二部）に上場
平成26年8月	株式会社サンピースを設立し、会社分割により遊技場事業を移管
平成26年9月	株式譲渡により株式会社サンピースを売却
平成26年11月	株式会社富士屋かまぼこを買収（現・連結子会社）
平成27年6月	神姫産業株式会社が株式会社大陽商會を買収（連結子会社）
平成28年10月	タイ・バンコクにShinki International Co.,Ltd.を設立（現・非連結子会社）
平成29年1月	神姫産業株式会社が株式会社大陽商會を吸収合併
平成29年2月	タイ・バンコクにSBTI Co.,Ltd.を設立（現・非連結子会社）

3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（当社、子会社26社及び関連会社4社（内、持分法適用会社2社）により構成）が営んでいる主な事業内容と当該事業における位置付けは、次の通りであります。

なお、以下の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 自動車運送

提出会社（以下「神姫バス㈱」という）が乗合旅客運送と乗合旅客運送等の受託を、子会社である神姫ゾーンバス㈱、㈱ウエスト神姫、神姫グリーンバス㈱が乗合旅客運送を行っております。また、子会社である神姫タクシー㈱等が乗用旅客運送を、神姫遞送㈱が貨物運送を行っております。

(2) 車両物販・整備

子会社である神姫産業㈱及び神姫商工㈱が行っており、神姫バス㈱等へ車両の部品・タイヤ販売、車両の修理等を行っております。

(3) 業務受託

神姫バス㈱が経営受託を、子会社である㈱ホープが自動車の運転・保守管理、経営受託、介護事業を行っております。

(4) 不動産

神姫バス㈱が不動産の賃貸等を行っており、子会社である㈱エルテオが建築、不動産の売買、仲介、管理等を行っております。また神姫バス㈱は神姫商工㈱、神姫観光バス㈱、㈱山陽百貨店等へ施設の賃貸を行っております。

(5) レジャーサービス

神姫バス㈱がツタヤFC事業を、子会社である神姫フードサービス㈱等が高速道売店等における物販を含む飲食業を、子会社である㈱富士屋かまぼこが食品の製造・販売を行っております。

(6) 旅行貸切

神姫バス㈱、子会社である神姫バスツアーズ㈱及び㈱神姫トラベルが旅行事業を、神姫観光バス㈱が貸切旅客運送を行っております。また、子会社である神姫観光ホールディングス㈱が子会社である神姫観光バス㈱及び神姫バスツアーズ㈱の中間持株会社として経営管理を行っております。

(7) その他

物品販売、広告代理、清掃警備

神姫バス㈱が物品販売を、子会社である神姫クリエイイト㈱が物品販売、広告代理業を行っており、神姫環境サービス㈱が車両等の清掃業及び警備業を行っております。

なお、神姫環境サービス㈱は平成30年4月1日付で神姫バスオール㈱に商号変更しております。

保育

子会社であるしんきエンジェルハート㈱が営業を行っております。

Webサービス

子会社である㈱スイムが営業を行っております。

百貨店

関連会社である㈱山陽百貨店が営業を行っております。

農作物卸売

神姫バス㈱が生産・販売・卸売を行っております。

経営管理業

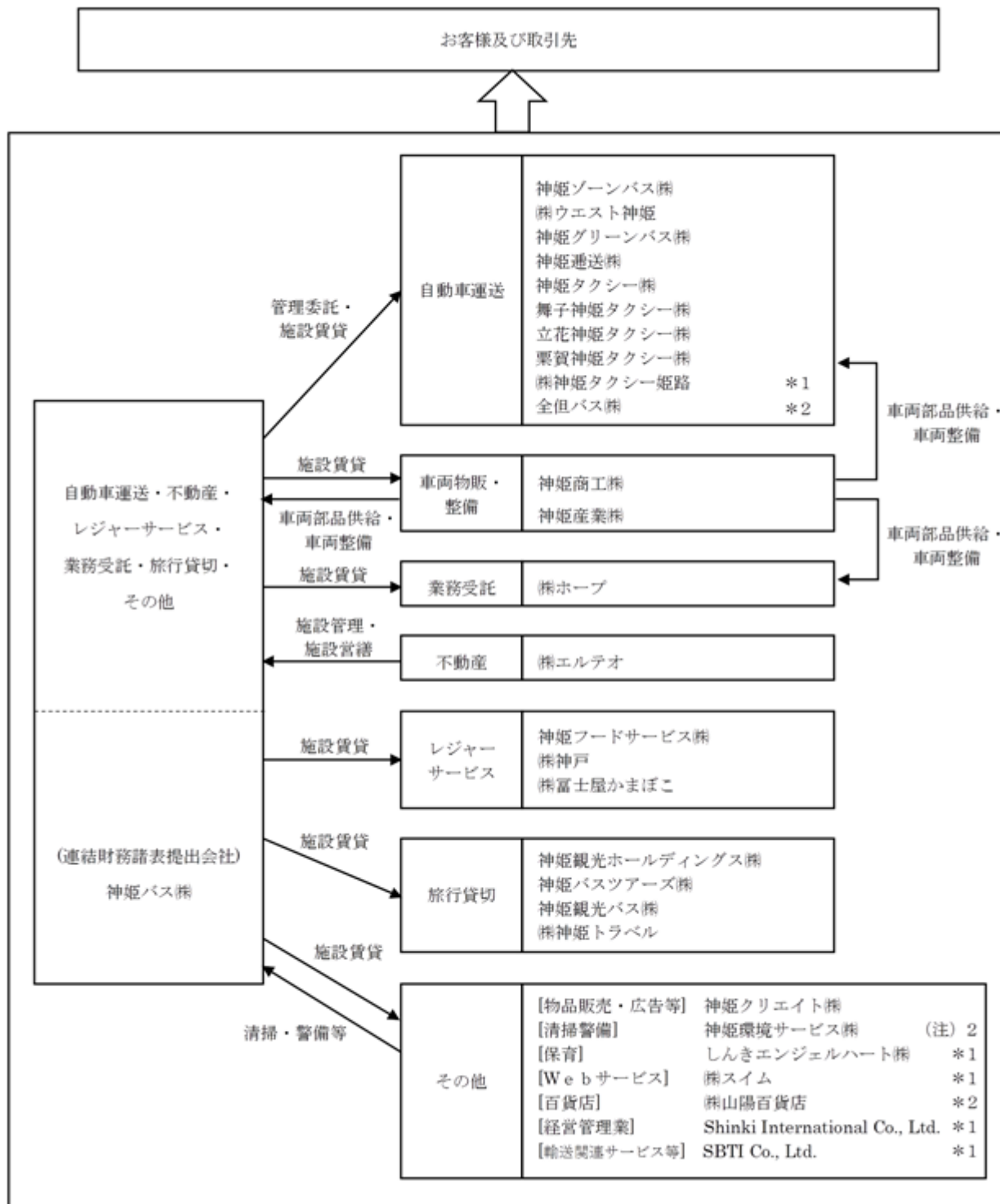
子会社であるShinki International Co.,Ltd.がSBTI Co.,Ltd.の経営管理業務等を行っております。

輸送関連サービス等

子会社であるSBTI Co.,Ltd.が営業を行っております。

(事業系統図)

以上に述べた事項の概要図は次の通りであります。



(注) 1. 無印 連結子会社

* 1 非連結子会社で持分非適用会社

* 2 関連会社で持分法適用会社

2. 神姫環境サービス(株)は平成30年4月1日付で神姫バスオール(株)に商号変更しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 神姫フードサービス㈱	兵庫県姫路市	50	レジャーサービス	100	仕入債務の一部について当社が債務保証を行っております。 また当社所有の建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
㈱神戸	兵庫県姫路市	10	レジャーサービス	100 (100)	なし 役員の兼任等.....無
神姫産業㈱ (注)3	神戸市兵庫区	30	車両物販・整備	99.4	当社に対し車両部品・タイヤを販売しております。また当社所有の土地を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫商工㈱	兵庫県姫路市	50	車両物販・整備	100	当社の車両の整備を行っております。また当社所有の整備施設を賃借しております。 役員の兼任等.....有
㈱ホープ	兵庫県姫路市	50	業務受託	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫クリエイト㈱	兵庫県姫路市	20	その他	100	当社の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫環境サービス㈱ (注)5	兵庫県姫路市	10	その他	100	当社グループの車両・施設の清掃警備を行っております。また当社所有の建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫ゾーンバス㈱	神戸市西区	30	自動車運送	100	当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
神姫通送㈱	兵庫県姫路市	20	自動車運送	100	当社所有の土地を賃借しております。 役員の兼任等.....有
㈱ウエスト神姫	兵庫県姫路市	30	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。また、当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
神姫グリーンバス㈱	兵庫県姫路市	30	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。また、当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
粟賀神姫タクシー㈱	兵庫県神崎郡 神河町	3	自動車運送	100 (100)	なし 役員の兼任等.....無
神姫観光ホールディングス㈱	兵庫県姫路市	10	旅行貸切	100	連結子会社である神姫バスツアーズ㈱及び神姫観光バス㈱の統括管理を行っております。 役員の兼任等.....有
神姫バスツアーズ㈱	兵庫県姫路市	50	旅行貸切	100 (100)	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫観光バス㈱	兵庫県姫路市	50	旅行貸切	100 (100)	当社に対し貸切バスの運行を行っております。また当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
神姫タクシー㈱	神戸市須磨区	20	自動車運送	99.0	なし 役員の兼任等.....有
舞子神姫タクシー㈱	神戸市垂水区	15	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
立花神姫タクシー㈱	兵庫県尼崎市	12	自動車運送	100	なし 役員の兼任等.....有

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(株)神姫トラベル	大阪市福島区	50	旅行貸切	94.0 (60.0)	旅行券等の取扱契約に対し債務保証を行っております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
(株)エルテオ	兵庫県姫路市	30	不動産	100	当社グループの施設営繕等を行っております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
(株)富士屋かまぼこ	兵庫県姫路市	10	レジャーサービス	100	借入金の一部について当社が債務保証を行っております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
(持分法適用関連会社) (株)山陽百貨店 (注)6	兵庫県姫路市	405	その他 (百貨店業)	24.1	当社所有の土地・建物を賃借しております。 役員の兼任等.....有
(持分法適用関連会社) 全但バス(株)	兵庫県養父市	200	自動車運送	23.2	なし 役員の兼任等.....有

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当する会社はありません。

3. 神姫産業(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	5,747百万円
	(2) 経常利益	222百万円
	(3) 当期純利益	133百万円
	(4) 純資産額	2,442百万円
	(5) 総資産額	3,715百万円

4. 「議決権の所有割合」欄の()は間接所有割合で内数であります。

5. 神姫環境サービス(株)は平成30年4月1日付で神姫バスオール(株)に商号変更しております。

6. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成30年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)	
自動車運送	2,056	[69]
車両物販・整備	314	[9]
業務受託	227	[691]
不動産	33	[-]
レジャーサービス	122	[655]
旅行貸切	323	[44]
報告セグメント計	3,075	[1,468]
その他	58	[280]
全社(共通)	74	[-]
合計	3,207	[1,748]

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員、アルバイト(パートタイマーを除く)を含み、使用人兼務役員を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

(平成30年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,489 [83]	43.9	9.7	5,001,262

セグメントの名称	従業員数(人)	
自動車運送	1,370	[6]
業務受託	22	[6]
不動産	5	[-]
レジャーサービス	6	[55]
旅行貸切	7	[-]
報告セグメント計	1,410	[67]
その他	5	[16]
全社(共通)	74	[-]
合計	1,489	[83]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員、アルバイト(パートタイマーを除く)を含み、使用人兼務役員、関係会社への出向者を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の神姫バス労働組合は、昭和21年2月結成され、日本私鉄労働組合総連合会に加盟しており、平成30年3月31日現在組合員数は、1,394人(出向中の者を含む)であります。

また、連結子会社においては、神姫観光バス株式会社他8社が個別に労働組合を結成しております。

なお、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは当連結会計年度に創立90周年を迎え、新たなビジョン及び行動指針を策定いたしました。当社グループは公共性の高いバス事業を中心に、地域に密着した企業として企業価値の向上と社会的責任を果たすため、以下の「企業理念」「ビジョン」「行動指針」に基づき行動いたします。

(企業理念)
地域共栄 未来創成
(ビジョン)
積み重ねてきたことと
私たちの成長のすべてを、
地域・社会に活かす。
未来につなげる。
(行動指針)
誠実に、果敢に、おもしろく

(2) 経営戦略等

当社グループは平成28年3月に策定した第8次中期経営計画(3ヵ年)に基づき、グループ一丸となり経営を行っております。本中期経営計画では少子高齢化による人口減及び高齢化比率の上昇や日進月歩の先端技術に対応すべく、「既存エリア、成熟事業の体質強化による利益率向上」と「成長エリア、成長事業への積極投資」を基本方針に、付加価値の高いサービス作りや業務の効率化、収益分野への集中投資など、企業価値向上に向けた事業展開をいたします。

(3) 目標とする経営指標

第8次中期経営計画では最終年度である平成30年度の数値目標を以下の通り定めております。

	平成30年度 連結業績予想	平成30年度 中期経営計画数値目標	平成30年度 数値目標増減
連結売上高	458億円	465億円	7億円
連結営業利益	22億円	31億円	9億円
連結経常利益	24億円	33億円	9億円
親会社株主に帰属する当期純利益	15億円	21億円	6億円
経常利益率	5.3%	7.1%	1.8%
ROA(総資産経常利益率)	4.1%	5.5%	1.4%

平成30年度の連結売上高は計画比7億円(1.5%)減の458億円となる見込みです。これは自動車運送事業における路線新設や通勤旅客増及び車両物販・整備業における整備需要の増加等が計画を上回るものの、レジャーサービス業における食品製造・販売部門の不採算店舗からの撤退等により計画を下回る見込みです。

連結営業利益は計画比9億円(29.0%)減の22億円となる見込みです。これは、軽油価格の高騰による燃料費の増加や乗務員確保のための人件費の増加、安全やサービス向上のための設備投資、新市場開拓を目的とした先行費用の増加等による費用の増加により計画を下回る見込みです。

(4) 経営環境及び事業上・財務上の対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、平成31年10月の消費税増税や平成32年の東京オリンピック・パラリンピックなどの景気の浮沈を左右する政策・イベントがあり、また、少子高齢化により沿線人口の減少、労働者不足など、先行きを予測しがたい状況にあります。そのような中、堅調に増加している訪日外国人の取り込みなど事業機会を逸することなく、中期経営計画に沿った経営を行ってまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題及び事業の基本方針は以下の通りであります。

<自動車運送事業>

当社グループにおける基幹事業として、安全確保を最優先とする取組みを継続するとともに、各種データを活用し、利益率を向上させるための路線・ダイヤの効率的編成や地域の交通課題解決に向けた提案などを行ってまいります。また、成長領域と位置付ける中距離高速バスや神戸エリアでは、事業の拡充に向けて積極的に投資してまいります。利便性向上施策として、バスロケーションシステムの機能拡充やICカード利用エリアの拡大、多言語案内の拡大、Wi-Fi環境整備などに取り組んでまいります。

<不動産業>

安定利益の確保に向け、姫路ターミナルスクエアをはじめとする賃貸物件の高稼働を維持するとともに、不動産仲介・売買の取扱件数や管理物件数の増加に取り組んでまいります。更に、戸建住宅における訴求力向上施策や増加するリフォーム、リノベーション需要への対応、公共工事への入札にも注力してまいります。

<旅行貸切業>

高付加価値ツアーブランド「真結（ゆい）」及び新たに大阪エリアで開始したこだわりの旅「旅学人（たびがくと）」の拡販・浸透を進めてまいります。また、昨年関西国際空港に開設した「LIMON WELCOME DESK」を起点に訪日外国人向けの「LIMON（リモン）」ブランドを浸透させるとともに、訪日外国人に対して様々なサービスを提案し、事業の拡大に努めてまいります。貸切バス部門では、営業体制の強化と安全性及びサービスの向上に向けた人材育成と設備投資に継続して取り組んでまいります。

<その他セグメント>

車両物販・整備業におきましては、安全確保の前提となる車両整備技術の向上に継続して注力するとともに、同業他社のM&A（提携・買収）にも取り組んでまいります。業務受託事業・車両管理部門におきましては、安全性とサービスを向上させることでブランディングとエリア拡大を図ってまいります。レジャーサービス事業・飲食部門におきましては、店舗のスクラップアンドビルドを行い、事業の収支改善を図ってまいります。

<その他の経営課題>

基本方針に基づく事業展開の土台として、コンプライアンス・内部統制面では継続的PDCAサイクルの推進、人事面では乗務員をはじめとする人材の確保・育成・活用、財務面では財務の安定性堅持と投資に関する意思決定の厳格化、組織面では生産性の高いグループ組織体制の追求・業務効率化、広報・IR面では効果的な広報活動の実施などに取り組んでまいります。また、グループ各社が利用する不動産の有効活用・効率管理（グループCRE戦略）によって不動産分野の経営効率化と収益性向上も図ってまいります。

なお、不採算事業につきましても、事業を軌道に乗せるための計画を確実に実行し、改善できなければ方向転換や撤退も含めた判断を行ってまいります。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記2.(1)の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることとなります。

近時の資本市場においても、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しうる程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、特定株主グループの議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において、予めそうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えます。

2. 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核事業として営んでおり、地域に密着した企業としての役割の重要性をも認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な増収・増益策の実施、コスト管理の強化、経営資源の有効活用を推進し、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすために、法令順守（コンプライアンス）、危機管理、雇用維持、CD（顧客感動）、環境対策及び社会福祉対策を推進することについて、日々努力を重ねております。

具体的には、生活路線の可能な限りの維持を基本とするも、効率化を図るための不採算路線の整理・縮小と採算の見込める路線への輸送力シフト、不採算地域一括での分社化、管理の委託化、コミュニティバス体系化の推進、高速バス路線の拡大、ニュータウン線の拡充、神戸中心地への短絡ルート線の充実、公営バスからの路線譲受け・管理受託、適正な賃金レベル・労働条件の維持、CS（顧客満足）から更に進んだCD（顧客感動）の実現、車両及び搭載機器の更新、バスロケーションシステムとドライブレコーダー導入による利便性確保と緊急時対応を進めております。また、当社グループにおけるバス事業以外のその他の事業については、旅行貸切、飲食、レジャー、不動産賃貸、建売分譲等、生活関連事業を中心としたサービス事業への積極的展開と、自動車整備等、自動車関連事業の堅実な展開を目指しております。具体的には、新バス車両導入による大阪、神戸地区及び訪日客の旅行需要取込み、サービス事業でのFC加盟による新規分野への進出、M&A、産官学連携、海外進出による事業領域の拡大、収益物件取得による安定収益確保及び自治体等の施設の運営受託又は施設譲受け、及び地域活性化支援事業を進めております。

以上を骨子とした諸施策の実施とともに、バス輸送をはじめ商品・サービスの安全性確保のために管理の徹底を図っております。当社は売上高及び経常利益の増大、事業の選択と集中、及び不要不急の資産の売却・活用による借入額の軽減等を通じ、公共性の強い当社の事業展開と経営基盤の安定強化を図ることで、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

当社を中核とする神姫バスグループが、その経営理念とバス事業者としての公共的使命及びこれらを背景とするビジョンに基づき企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るためには、中核事業であるバス事業の健全経営によって生み出される信用とその知名度を生かして、地域との深い関わりを基盤とした事業展開を推進し、既存事業の周辺事業・派生事業を中心に事業の多角化を図ることが必要不可欠と考えます。今後もこの方針を継続し、事業ポートフォリオを拡充させていくことで、外的な要因によって経営に不安定要素が生じるリスクを分散させることを目指しております。また、当社の事業計画は、平成7年度から開始した3年単位の中期経営計画によって遂行されており、現在は第8次計画の途中にあたりますが、特に当社の中核事業であるバス事業においては、公共交通機関としての重要な要素である「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営が必要であり、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。

(2) コーポレートガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレートガバナンスの強化を図っております。

具体的には、平成18年6月29日開催の第123回定時株主総会（以下、「第123回定時株主総会」といいます。）において、取締役の任期を1年に短縮する定款変更を行っており、これにより、取締役の経営責任の明確化を図っております。また、当社の取締役10名のうち、2名については独立性を有する社外取締役としており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届出ております。

更に、当社は、監査役会を設置しておりますが、平成19年6月28日より、従来の常勤監査役1名及び社外監査役2名の計3名体制から、社外監査役を1名増員し、常勤監査役1名及び社外監査役3名の計4名体制に変更し、監査機能の強化を図っております。なお、社外監査役3名についても独立役員として東京証券取引所に届出ております。

このように、当社は、コーポレートガバナンスの強化を図ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、及び当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

更に、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えると、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

そこで、当社は、第123回定時株主総会において、大規模買付行為への対応方針（以下、「当初対応方針」といいます。）を導入し、その後、直近では平成27年6月26日開催の当社定時株主総会（以下、「第132回定時株主総会」といいます。）において、「買収防衛策一部変更・継続の件」をご承認いただき、当初対応方針の内容を一部変更いたしました（以下、第132回定時株主総会決議による継続後の当該対応方針を「旧対応方針」といいます。）。

旧対応方針の有効期間は、平成30年6月28日開催の当社定時株主総会（以下、「第135回定時株主総会」といいます。）までとなっておりますが、当社は、当社の基本方針の実現に資する特別な取組みの一部変更、旧対応方針の表現及び字句等を一部変更の上、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針を継続する議案を第135回定時株主総会にお諮りし、ご承認いただきました（以下、変更後の当該対応方針を「本対応方針」といいます。）。

これにより、当社取締役会は、今後も大規模買付者に対して、本対応方針に定めた大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることといたしました。

大規模買付ルールの具体的な内容は、以下の通りであります。

大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

また、当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付ルールの順守の有無にかかわらず、大規模買付者から大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、その意見及び代替案の検討のために、弁護士、公認会計士又は学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等を得るよう努めるものとします。

特に、大規模買付ルールに従って、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、株主の皆様への情報提供として、大規模買付者から株主総会開催日の概ね30日前までに受領した大規模買付情報については、株主の皆様のご判断の参考とさせていただくため、株主総会招集通知とともに送付させていただくこととします（但し、当社取締役会において、株主総会招集通知に同封して発送することが、時間的、又は取得した大規模買付情報の量から困難であると判断した場合には、当社ウェブサイト（<https://www.shinkibus.co.jp/index.html>）にて、当該大規模買付情報を開示する場合があります。）。また、株主総会開催日の概ね30日前を経過後に提供された大規模買付情報については、随時、当社ウェブサイトにて開示することといたします。

当社取締役会としては、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努め、また、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示します。

特に、大規模買付ルールが順守され、当社株主総会が開催される場合には、株主総会開催日までに、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示いたします。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではありません。例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルールに従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるとの理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、公開買付期間満了前に株主総会を開催し、当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者及び当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認めた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程します。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等を得て、かかる意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見及び代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。

これに対し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、当社取締役会は、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為であり、対抗措置の発動が必要でない又は相当でない場合を除き、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。

4. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記2.の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

従って、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

ア 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、及び当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、一定の対抗措置を採ることとしており、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

イ 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、第123回定時株主総会において、買収防衛策に係る定款変更案及び当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、直近では第135回定時株主総会において、当初対応方針又は旧対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただいております。今後も本対応方針を一部変更、継続する場合には、定時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件としていること、大規模買付ルールに従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっていること、本対応方針の有効期間を平成33年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぐこと、当社定款第41条（定款変更により条数が増えられた場合には同条項に相当する条項とします。）に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができること、第123回定時株主総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただいております。取締役の選任を通じて株主の皆様意向をより直接的に反映することから、株主の皆様意向をより反映する仕組みとなっております。

また、本対応方針は、客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定していることに加え、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

更に、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃の決議を行うことができ、デッド・ハンド型買収防衛策又はスロー・ハンド型買収防衛策のいずれでもありません。

また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、 事前開示・株主意思の原則、 必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、加えて、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収防衛策の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。更に、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえた内容になっております。

以上の理由により、当社取締役会は、上記3.の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様との利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものが考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

自動車運送事業に係る補助金

自動車運送事業においては、不採算路線であっても補助金制度を活用しながら社会的要請の高い路線運行を守っております。将来、補助金制度の廃止や一部削減が行われた場合、路線廃止等による事業規模の縮小、それによる地域社会の信用低下及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

原油相場の動向

バスの動力源として、原油に大きく依存しており、その価格の動向は業績に影響を及ぼします。

自動車運送事業に係る重大事故

運輸安全マネジメント制度の導入により、「輸送の安全の確保」が義務付けとなっておりますが、当社グループとしまして「安全は全てに優先する」という基本理念の下、3悪（飲酒運転・無免許運転・無車検運行）の撲滅、死亡事故・重大事故ゼロ、横断歩道上の事故ゼロ、自転車との事故ゼロ、交通事故件数の減少の5項目を目標に掲げ、トップから現場まで一丸となった安全管理体制（安全風土、安全文化）の構築に努めております。また、車両欠陥事故を絶対に起こさないよう、グループ内整備で法令に基づく点検・整備を徹底しており、加えて自社独自の追加整備など整備管理に細心の注意を払っております。しかしながら、道路を運行している特性上、重大事故の可能性は常にあります。死亡・重大事故が発生すれば、賠償費用はもとより、行政処分により新たな事業計画が抑制される可能性があり、また社会的信用の失墜により、当社グループの運送事業以外の事業へも影響を及ぼす可能性があり、規模によっては経営基盤を揺るがす可能性もあります。

労働力の確保

自動車運送事業においては、乗務員を確保するため積極的な採用活動に加え、社内の人材育成に努めております。しかしながら、当社が求める人材・労働力の確保、育成が計画通りに進捗しない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

主要取引

不動産事業における主要賃貸物件や、自動車運送事業における特定契約輸送等、特定の取引先との取引の消滅により業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、レジャーサービス事業等においては一部フランチャイズ契約によっておりますので、提供される商品やサービスに重大な欠陥等が生じた場合や、本部の経営方針の転換や業績が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害、天候、伝染病等

冷夏暖冬等の異常気象、台風や地震等の自然災害が発生した場合や伝染病が日本国内で流行した場合、当社グループの業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

これらは予期できぬことですが、収益性の低下を招き、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

法的規制・法改正

当社グループが展開する各事業は、様々な法令・規則等による規制を受けており、これらの規制に重大な変更があった場合、当社グループの事業活動が制限されるほか、法令・規則等を順守する費用が発生する等、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の減損

保有資産においては「たな卸資産の評価に関する会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」等を適用しており、資産の回収可能額が帳簿価額を下回った場合等、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務

従業員の退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産、退職給付信託の期待運用収益率に基づいて予測計算されております。運用実績や金利変動、想定外の従業員の変動により実際の結果が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用に影響を与えます。今後の資産運用環境や金利動向次第では、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の漏洩

自動車運送事業、レジャーサービス事業及び旅行貸切事業等では、大量の顧客情報を保有しておりますが、個人情報の流出等が発生した場合、顧客離れや企業イメージの失墜、更には多額の損害賠償請求による財務的リスクを負うなど、その後の事業展開、経営成績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

法令順守・不正行為

当社グループは、各種法令及び社会的規範を順守するため、当社グループにおけるガバナンス強化、コンプライアンス委員会の活動強化等を実施しております。しかし今後、これらによっても防げない不正、予測し得ない過失、違反行為等が生じた場合、当社グループの信用失墜及び業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

食品の安全性

当社グループは、お客様に安全・安心な食品を提供するため、衛生管理や品質管理を徹底し、トレーサビリティの強化にも注力しております。しかしながら、そうした取組みの範囲を超えた事象が発生した場合、関連商品の消費の縮小や安全性確保のための費用により、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度のが国経済は、政府による経済政策を背景に景気回復が続く中、企業収益や雇用情勢の改善により個人消費は緩やかな回復基調で推移しましたが、米国の政策動向や東アジア地域の情勢不安等による世界経済の不確実性の影響等により、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

このような情勢のもと、当社は平成29年8月8日に創立90周年を迎えました。そして、基盤となるバス事業を中心に、更なる安全性の向上及びお客様視点によるサービスづくりに努めるとともに、積極的な事業展開を行い、中長期的な収益力の向上を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

a. 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ2,045百万円増加し、57,630百万円となりました。増減の主なものは、現金及び預金の増加2,080百万円、有価証券及び投資有価証券の時価評価等による増加319百万円、長期銀行預金の減少等による投資その他の資産におけるその他の減少179百万円等であります。

負債は、前連結会計年度末に比べ556百万円増加し、15,528百万円となりました。増減の主なものは、未払金の増加427百万円、未払消費税等の増加204百万円、借入金の減少275百万円等であります。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上による利益剰余金の増加1,383百万円、その他有価証券評価差額金の増加88百万円等により前連結会計年度末に比べ1,488百万円増加の42,102百万円となり、自己資本比率は73.0%となりました。

b. 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、売上高は前年同期比39百万円(0.1%)増の44,562百万円、営業利益は前年同期比188百万円(6.8%)減の2,604百万円、経常利益は前年同期比205百万円(6.8%)減の2,821百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益はレジャーサービス業等における減損損失の計上等により前年同期比412百万円(20.7%)減の1,579百万円となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

(自動車運送)

乗合バス部門におきましては、一般路線バスでは沿線商業施設へのアクセス強化や三宮を基点とする路線の増便に加え、通勤需要の増加による定期券やICカード利用の増加等により増収となりました。高速乗合バスは明石市・神戸市西区～三宮線や関空リムジン線が好調に推移したこと等により増収となりました。タクシー部門は乗務員不足による稼働率の低下により減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比223百万円(1.1%)増の20,346百万円となりましたが、営業利益は人件費及び燃料費の増加等により前年同期比269百万円(29.3%)減の651百万円となりました。

(車両物販・整備)

車両物販部門におきましては、自動車リサイクル部品や大型車両部品の販売が好調に推移したことにより増収となりました。自動車整備部門はバス搭載機器の取付けが増加したものの、事故修理等の減少により減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比74百万円(0.9%)増の8,117百万円となりましたが、営業利益は原価率が上昇したこと等により前年同期比11百万円(2.8%)減の402百万円となりました。

(業務受託)

車両管理部門におきましては、新規顧客の獲得や既存顧客からの受注増等により増収となりました。経営受託部門は指定管理施設の新規契約に加え、既存施設の管理・運営範囲の拡大により増収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比169百万円(5.5%)増の3,272百万円となりましたが、営業利益は人件費の増加等により前年同期比37百万円(15.6%)減の201百万円となりました。

(不動産)

賃貸部門におきましては、前期取得物件の通年寄与や既存オフィスビルへの新規テナント入居がありましたが、既存の賃貸用マンションの一部を売却したことにより減収となりました。住宅部門は注文住宅や分譲土地の販売数が減少したことにより減収となりました。建設部門は工事の件数、規模ともに前年同期を下回ったことにより減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比574百万円(13.1%)減の3,800百万円、営業利益は前年同期比27百万円(1.9%)減の1,440百万円となりました。

(レジャーサービス)

サービスエリア部門におきましては、ゴールデンウィーク期間中の利用者は増加しましたが、台風や平成30年3月に新名神高速道路が開通した影響等により若干の減収となりました。飲食部門は平成29年9月にオープンした「串家物語」をはじめとするFC店舗が収益の確保に寄与しましたが、不採算店舗の閉鎖等により減収となりました。食品製造販売部門は不採算店舗を閉鎖する一方で、一部の既存店舗のリニューアルを行い、収益性の向上に努めました。ツタヤFC部門は平成29年9月に「TSUTAYA相生店」を閉店しましたが、平成29年2月に「TSUTAYA姫路磨店」を出店したことにより増収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比211百万円(3.3%)減の6,257百万円となりましたが、営業損益は食品製造販売部門の不採算店舗閉鎖やツタヤFC部門の前連結会計年度における新規出店経費が軽減したこと等により193百万円改善し、27百万円の営業損失となりました。

(旅行貸切)

旅行部門におきましては、手配旅行はイベントの減少や夏場の台風の影響等により減収となりましたが、募集型企画旅行はツアーブランド「LIMON(リモン)」による訪日旅行の取扱増に加え、ハイクラスツアーブランド「真結(ゆい)」の定着等により増収となりました。貸切バス部門は、稼働数は減少しましたが、一稼働あたりの収入が増加したことにより前年並みで推移いたしました。以上の結果、売上高は前年同期比75百万円(1.9%)増の4,065百万円、営業損益は償却費及び燃料費の増加により前年同期に比べ64百万円悪化し、48百万円の営業損失(前年同期は15百万円の営業利益)となりました。

(その他)

清掃・警備部門におきましては、姫路駅前キャッスルガーデンの設備管理業務の新規受注に加え、建物清掃業務における新規顧客の獲得や既存顧客からの受注増により増収となりました。広告部門はラッピングバスの受注増等により増収となりました。化粧品販売部門はエステサロンの運営店舗数の減少等により減収となりました。以上の結果、売上高は前年同期比54百万円(2.9%)増の1,937百万円、営業損益は前年同期に比べ10百万円改善し、5百万円の営業損失となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ1,186百万円増加し、5,615百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益2,683百万円、減価償却費2,864百万円、法人税等の支払額864百万円等により5,177百万円の収入(前年同期は4,048百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出2,331百万円、定期預金の預入による支出1,940百万円、定期預金の払戻による収入1,545百万円等により2,954百万円の支出(前年同期は3,124百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、ファイナンス・リース債務の返済による支出540百万円、長期借入金の返済による支出375百万円等により1,037百万円の支出(前年同期は1,197百万円の支出)となりました。

なお、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー(営業活動におけるキャッシュ・フローと投資活動におけるキャッシュ・フローを合算したものは)2,223百万円のプラスとなりました。

生産、受注及び販売の実績

当社グループはサービス業を主体とし、その生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であるため、生産実績・受注状況に代えて各セグメントの大半を占める提出会社及び特定の子会社の状況をb.その他の実績として記載するとともに、「(1)経営成績等の状況の概要」における各セグメント業績に関連付けて示しております。

a. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
自動車運送	20,139	101.1
車両物販・整備	6,005	101.0
業務受託	3,247	105.8
不動産	3,359	91.0
レジャーサービス	6,257	96.7
旅行貸切	4,001	102.0
報告セグメント計	43,011	100.0
その他	1,551	103.5
合計	44,562	100.1

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。また、セグメント間の取引については消去しております。

2. 総販売実績の100分の10以上の相手は、前連結会計年度、当連結会計年度ともありません。

b. その他の実績
 自動車運送

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	一般乗合旅客・車両数(注)	両	752	100.4
	同・輸送人員(注)	千人	51,564	102.1

(注)一般乗合旅客・車両数のうちリース車両は21両(前年同期比75.0%)であります。また、一般乗合旅客・車両数及び輸送人員のうちには、特定旅客に対するものが52両(前年同期比100.0%)、1,451千人(前年同期比95.3%)含まれております。

車両物販・整備

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫産業(株)	自動車部品・タイヤ仕入高	百万円	4,405	101.7
神姫商工(株)	自動車整備・車検台数	台	5,266	101.2
	自動車販売・販売台数	台	233	132.4

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

業務受託

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
(株)ホープ	運行管理・延受託車両数	両	4,620	101.7

不動産

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	賃貸料	百万円	2,446	99.1
(株)エルテオ	土地分譲・区画数	区画	26	96.3
	建物販売・戸数	戸	26	86.7

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

レジャーサービス

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	ツタヤFC業・有効会員数	人	144,436	105.4
神姫フードサービス(株) 及び(株)神戸	飲食業・仕入高 (売店の物販を含む)	百万円	1,782	106.2
(株)富士屋かまぼこ	食品製造販売・仕入高	百万円	287	65.8

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

旅行貸切

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫観光バス(株)	一般貸切旅客・車両数(注)	両	122	98.4
	同・延実働車両数	両	25,780	97.1
神姫バスツアーズ(株)	旅行業・ツアー集客数	人	261,001	105.2

(注)一般貸切旅客・車両数のうちリース車両は38両(前年同期比135.7%)であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、たな卸資産・投資有価証券の評価、固定資産の減損、各引当金の計上などは過去の実績等合理的な判断及び見積りにより、繰延税金資産については将来の課税所得と回収可能なタックス・プランニングを考慮し、会計処理を行っております。実際の結果におきましては、見積り自体に不確実性があるため、差異が生じる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績等の分析につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要」に記載の通りであります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載の通りであります。

資本の財源及び資金の流動性の分析について、当社グループは、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は借入により資金調達することとしております。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備資金や長期運転資金の調達につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入金を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は2,129百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は5,615百万円となっております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

研究開発活動は行っていません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では「経営資源の効率的な配分」を基本方針とし、自動車運送事業、不動産事業、旅行貸切事業を中心に全体で3,392百万円（前年同期比86.3%）の設備投資（無形固定資産を含む）を実施いたしました。当連結会計年度の設備投資の内訳は、次の通りであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称	当連結会計年度
自動車運送	2,356
不動産	281
旅行貸切	416
上記以外の報告セグメント	275
報告セグメント計	3,330
その他	35
消去又は全社	26
合計	3,392

自動車運送事業におきましては、旅客の利便性やサービスの向上を図るため、ノンステップバスをはじめとする乗合バス55両の車両更新や、高速バスのIC化対応を行いました。また、旅行貸切事業におきましては、貸切バス10両の車両更新等を行いました。

なお、所要資金は、自己資金及びリースによっております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下の通りであります。

(1) 提出会社

（平成30年3月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 （人）		
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他		合計	
					面積 （千㎡）						
姫路営業所 他 14営業所 （兵庫県姫路市他）	自動車運送	車庫・営業所	1,291	2,718	114	5,040	179	154	9,385	1,295 [6]	
合同ビル （兵庫県姫路市）(注)2	不動産	賃貸ビル （賃貸設備）	333	-	-	-	-	0	333	5	
イオン小野 （兵庫県小野市）(注)3	不動産	ショッピングセン ター（賃貸設備）	225	-	10 [3]	114	-	-	340		
新大阪トラストワー （大阪市淀川区）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	206	-	0	229	-	0	436		
神姫明石大手ビル （兵庫県明石市）(注)3	不動産	ホテル （賃貸設備）	211	-	- [0]	-	-	0	211		
姫路駅南マークビル （兵庫県姫路市）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	318	-	1	613	-	0	932		
常温一括加古川センター （兵庫県加古川市）	不動産	物流施設 （賃貸設備）	590	-	16	728	-	96	1,415		
ベルアールビル （大阪市西区）	不動産	賃貸マンション他 （賃貸設備）	712	-	0	740	-	0	1,453		
姫路ターミナルスクエア （兵庫県姫路市）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	2,267	-	2	261	-	33	2,562		
加古川商業施設 （兵庫県加古川市）	不動産	住宅展示場他 （賃貸設備）	187	-	18	1,066	-	-	1,254		
キューエル姫路 （兵庫県姫路市）	不動産	商業ビル （賃貸設備）	670	-	0	9	-	3	684		
その他各賃貸施設 （兵庫県三田市他）	不動産	ホームセンター他 （賃貸設備）	1,319	-	479	6,081	-	61	7,461		
TSUTAYA姫路広峰店 他 2店舗 （兵庫県姫路市他）	レジャー サービス	ツタヤFC店舗	182	0	5	8	-	24	216		6 [55]
本社施設他 （兵庫県姫路市他）	全社的管理業 務・販売業務他	その他設備	205	23	41	1,056	-	33	1,319		183 [22]

(2) 国内子会社

(平成30年3月31日現在)

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他		合計
					面積 (千㎡)					
神姫観光バス株 (兵庫県姫路市)	旅行貸切	貸切バス	22	320	-	-	841	13	1,199	209 [21]
神姫運送株 (兵庫県姫路市)	自動車運送	車庫・営業所	15	39	4	609	-	2	668	28 [27]
タクシー4社 (神戸市須磨区他)	自動車運送	車庫・営業所	20	14	0	121	-	7	164	183 [34]
神姫産業株 (神戸市兵庫区)	車両物販・整備	営業所・店舗	476	10	8	632	26	8	1,154	145 [5]
神姫商工株 (兵庫県姫路市)	車両物販・整備	整備工場・店舗	41	4	-	-	-	109	155	169 [4]
株ホープ (兵庫県姫路市)	業務受託	車庫・営業所	422	2	14	952	18	98	1,494	205 [685]
神姫フードサービス株 他1社 (兵庫県姫路市他)	レジャー サービス	飲食店舗	217	0	2	328	-	46	592	99 [508]
株富士屋かまぼこ (大阪市都島区)	レジャー サービス	食品製造設備	22	0	1	235	3	5	266	17 [92]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械及び装置、工具、器具及び備品の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 持分法適用関連会社である株山陽百貨店に貸与しております。
3. 連結会社外から賃借している土地の面積については[]で外書しております。年間賃借料は23百万円であります。
4. 従業員数の[]は、臨時従業員を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
神姫バス株	兵庫県内 各営業所他	自動車運送	乗合バス 48両	1,309	103	自己資金	平成30年 4月	平成31年 3月	-

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

(注)平成29年6月29日開催の第134回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、発行可能株式総数は88,000,000株減少し、22,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,172,000	6,172,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 100株
計	6,172,000	6,172,000	-	-

(注)平成29年6月29日開催の第134回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年10月1日 (注)	24,688,000	6,172,000	-	3,140	-	2,235

(注)平成29年6月29日開催の第134回定時株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は24,688,000株減少し、6,172,000株となっております。

(5) 【所有者別状況】

(平成30年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	2	21	9	41	19	1	2,210	2,303	-
所有株式数(単元)	106	10,167	44	11,163	102	2	39,637	61,221	49,900
所有株式数の割合(%)	0.17	16.61	0.07	18.23	0.17	0.00	64.75	100	-

(注)自己株式149,271株は「個人その他」に1,492単元、「単元未満株式の状況」に71株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(平成30年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江1丁目1-24	590	9.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口)(注)3	東京都中央区晴海1丁目8-11	440	7.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	112	1.87
三菱ふそうトラック・バス株式会社	川崎市幸区鹿島田1丁目1-2	95	1.58
神姫バス従業員持株会	兵庫県姫路市西駅前町1	89	1.48
播州信用金庫	兵庫県姫路市南駅前町110番地	60	1.00
姫路信用金庫	兵庫県姫路市十二所前町105番地	60	1.00
グローリー株式会社	兵庫県姫路市下手野1丁目3-1	60	1.00
横浜ゴム株式会社	東京都港区新橋5丁目36-11	60	1.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	56	0.94
計	-	1,624	26.97

(注)1.所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2.発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3.日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成30年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 149,200	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,972,900	59,729	同上
単元未満株式	普通株式 49,900	-	-
発行済株式総数	6,172,000	-	-
総株主の議決権	-	59,729	-

(注) 「単元未満株式」の中には、当社保有の自己株式が次の通り含まれております。

自己株式 71株

【自己株式等】

(平成30年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
神姫バス株式会社	兵庫県姫路市西駅 前町1番地	149,200	-	149,200	2.42
計	-	149,200	-	149,200	2.42

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第9号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成29年10月30日)での決議状況 (取得日 平成29年10月30日)	439	1,841,605
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	439	1,841,605
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 1. 平成29年10月1日付の株式併合により生じた1株に満たない端数の処理につき、会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買取りを行ったものです。

2. 買取単価は、買取日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,409	6,190,700
当期間における取得自己株式	73	290,540

(注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度における取得自己株式4,409株の内訳は、株式併合前3,654株、株式併合後755株であります。

2. 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(株式併合による減少)	592,308	-	-	-
保有自己株式数	149,271	-	149,344	-

(注) 1. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成30年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる経営基盤の強化と業績向上を図り、長期的安定配当を基本方針としております。剰余金の配当は中間と期末の年2回行うこととしており、その決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として実施することができる旨を定款に定めております。

当事業年度において、当社は普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますので、先にお支払いしている中間配当15円(中間配当3円を株式併合後に換算)と期末配当20円を合わせ、1株当たり35円の配当を実施することと決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は16.32%となりました。

内部留保資金につきましては、安全確保のための投資、新路線・新規事業等の事業拡大、環境対策等、企業価値向上のための収益の向上と顧客サービスの充実のための投資等に活用してまいります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成29年10月30日 取締役会決議	90	3
平成30年6月28日 定時株主総会決議	120	20

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第131期	第132期	第133期	第134期	第135期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	690	720	754	725	4,500 (943)
最低(円)	585	620	670	686	3,975 (695)

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。

2. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第135期の株価については株式併合後の最高・最低株価を記載し、()内に株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月	平成30年1月	平成30年2月	平成30年3月
最高(円)	4,260	4,205	4,190	4,260	4,145	4,220
最低(円)	4,010	4,000	4,000	4,075	3,975	4,010

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。

5【役員の状況】

男性14名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長		ながお まこと 長尾 真	昭和34年7月23日生	昭和57年4月 当社入社 平成15年6月 企画部長 平成17年2月 株式会社エー・ピー・シー神姫トラベル(現株式会社神姫トラベル)代表取締役社長就任 平成17年6月 当社取締役就任、企画部長委嘱 平成21年6月 常務取締役就任 平成24年4月 神姫観光ホールディングス株式会社 代表取締役社長就任 平成24年6月 当社専務取締役 平成25年6月 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	8
代表取締役専務取締役	総括、バス事業部・不動産事業部担当	まるやま あきのり 丸山 明則	昭和33年5月16日生	昭和56年3月 当社入社 平成15年6月 バス事業部長 平成18年6月 取締役就任、バス事業部長委嘱 平成21年6月 常務取締役就任 平成24年5月 神姫クリエイイト株式会社 代表取締役社長就任 平成25年6月 当社専務取締役就任 平成26年5月 神姫環境サービス株式会社(現神姫バスオール株式会社) 代表取締役社長就任 平成29年6月 当社代表取締役・専務取締役就任(現任)	(注)3	5
常務取締役	事業戦略部・大阪マーケティング室・東京オフィス担当、神戸事業本部長	つばた かずお 坪田 一夫	昭和34年12月9日生	昭和57年4月 当社入社 平成15年6月 総務部長 平成19年6月 取締役就任、総務部長委嘱 平成21年5月 しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役社長就任 平成23年6月 当社常務取締役就任(現任) 平成29年5月 神姫観光ホールディングス株式会社 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	4
取締役		たきかわ ひろし 瀧川 博司	昭和8年4月27日生	昭和36年7月 兵庫トヨタ自動車株式会社入社 昭和52年6月 同社代表取締役社長就任 平成11年6月 当社監査役就任 平成15年6月 株式会社神戸国際会館 代表取締役社長就任 平成18年6月 当社取締役就任(現任) 平成19年6月 兵庫トヨタ自動車株式会社 代表取締役会長就任 平成28年6月 同社取締役相談役就任(現任)	(注)3	-
取締役		うえかど かずひろ 上門 一裕	昭和33年3月22日生	昭和55年4月 山陽電気鉄道株式会社入社 平成17年6月 同社取締役就任 平成21年6月 同社代表取締役社長就任(現任) 平成25年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役		さかい しんや 坂井 信也	昭和23年2月9日生	昭和45年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 平成14年6月 同社取締役就任 平成18年6月 同社代表取締役社長就任 平成19年6月 当社取締役就任 平成23年4月 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役会長就任 平成29年4月 同社取締役相談役就任(現任) 平成29年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	総務部・人事部 担当 総務部長	いとう かつや 伊藤 克也	昭和36年12月4日生	昭和59年4月 当社入社 平成24年6月 総務部長 平成26年6月 取締役就任、総務部長委嘱(現任)	(注)3	3
取締役	バス事業部長	よこやま ただあき 横山 忠昭	昭和46年10月18日生	平成6年4月 当社入社 平成26年4月 企画部長 平成28年6月 取締役就任(現任)、企画部長委嘱 平成29年6月 バス事業部長委嘱(現任)	(注)3	0
取締役	企画部担当 企画部長	おおたに たかし 大谷 隆	昭和29年5月4日生	平成17年6月 当社入社 平成17年6月 企画部次長 平成26年5月 神姫産業株式会社 代表取締役社長就任 平成29年6月 当社取締役就任、企画部長委嘱(現任)	(注)3	1
取締役	不動産事業部長	こばやし けんいち 小林 健一	昭和37年9月7日生	昭和61年4月 当社入社 平成25年6月 不動産事業部長 平成29年6月 取締役就任、不動産事業部長委嘱(現任)	(注)3	0
常勤監査役		もりさわ とおる 森澤 徹	昭和30年8月17日生	昭和53年3月 当社入社 平成13年4月 企画部情報システム課長 平成24年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)4	1
監査役		さえぐさ てるゆき 三枝 輝行	昭和15年11月16日生	昭和38年4月 株式会社阪神百貨店入社 平成7年6月 同社代表取締役社長就任 平成13年6月 当社監査役就任(現任) 平成17年6月 株式会社阪神百貨店(現株式会社阪急阪神百貨店)代表取締役会長就任 平成18年6月 同社相談役就任 平成19年6月 株式会社サエグサ流通研究所 代表取締役社長就任(現任) 平成21年4月 積水ハウス株式会社 監査役就任 平成24年4月 同社取締役就任(現任)	(注)5	26
監査役		さわだ ひさし 澤田 恒	昭和22年5月26日生	昭和51年3月 最高裁判所司法研修所修了 昭和51年4月 大阪弁護士会登録 昭和53年3月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録換、澤田法律事務所主宰 平成6年6月 大和工業株式会社 監査役就任(現任) 平成17年4月 澤田・中上法律事務所主宰(現任) 平成18年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	0
監査役		いしだ しょうじ 石田 昭二	昭和28年10月13日生	昭和51年4月 株式会社太陽神戸銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成16年4月 株式会社三井住友銀行 執行役員姫路法人営業第一部長 平成20年6月 株式会社さくらケーシーエス 代表取締役兼副社長執行役員就任 平成24年6月 神戸ビル管理株式会社 代表取締役社長就任 平成26年6月 神戸土地建物株式会社 代表取締役社長就任 平成27年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計						52

- (注) 1. 取締役上門一裕及び坂井信也は、社外取締役であります。
2. 監査役三枝輝行、澤田 恒及び石田昭二は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成30年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役森澤 徹及び石田昭二の任期は、平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役三枝輝行及び澤田 恒の任期は、平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、取締役上門一裕及び坂井信也、監査役三枝輝行、澤田 恒及び石田昭二を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 千株未満は切り捨てております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

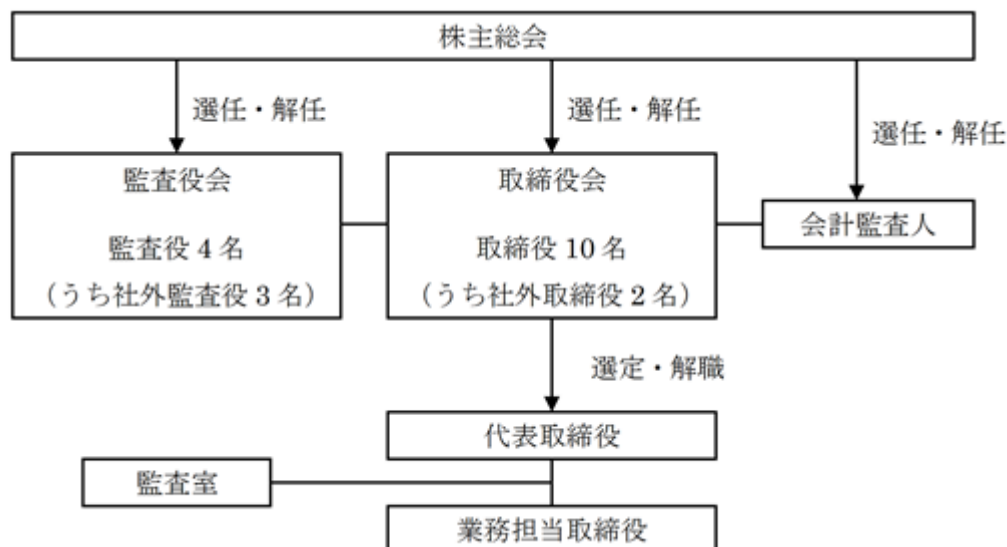
企業統治の体制

(イ) 企業統治の体制の概要

取締役は10名のうち2名が社外取締役であり、取締役会において、業界に精通した経営者の観点から当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をいただいております。また、監査役は4名のうち3名が社外監査役であり、取締役会及び監査役会において、それぞれ経営者、弁護士、金融機関出身者といった経歴から、専門的かつ客観的な助言をいただいております。ガバナンスの強化に寄与しております。

当社は定例の取締役会のほか、臨時の取締役会、常勤役員会、毎月の部長会議を開催し、情報を共有するとともに、迅速な意思決定と業務執行状況の監視・監督機能の充実に努めております。また、監査役は取締役会及び常勤役員会に出席し、業務執行の状況把握に努めるとともに、監査役会を構成し、重要事項について取締役会、会計監査人などから報告を受け協議を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は次の通りであります。



(ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社として特に経営監視に重点をおき、社外取締役及び社外監査役による中立的、客観的な経営監視機能及び内部監査部門との連携により適正な業務執行を確保できると判断し、現体制を採用しております。

(ハ) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

1. 基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄・未来創成」に則り、顧客、株主及び地域住民等広範な利害関係者の信頼感、並びに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めます。

2. 体制の整備状況

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は「取締役会規則」、「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会又は稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議又は報告し、記録を残しております。

取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会等からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「リスク管理規程」「危機管理マニュアル」及び「災害対応マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、地震等の緊急事態の対応（クライシスマネジメント）を定めております。また、各部門は所管業務に関する規程類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組んでおります。

委員会活動として「コンプライアンス委員会」「安全管理委員会」「CS・地域活動委員会」「ISO推進委員会」(以下「4委員会」といいます。)を設置しており、グループ会社を含めた企業集団の活動として取り組んでおります。

交通事業者として最も優先すべき安全対策については、前述の「安全管理委員会」を設置し、運輸安全マネジメントシステムの実行により、安全と安心の確保に努めております。

財務報告に係るリスク管理に関しては、企業会計審議会より示された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」に準拠して、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築し、運用しております。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会の定期開催及び毎月の部長会のほか、必要に応じて常勤役員会を開催し、重要案件の決定及び取締役の職務執行状況の報告を行っております。

取締役の職務分掌を明確にするため、会社を代表する取締役のほか、総括取締役、業務担当取締役、使用人兼務取締役などを定めることができるとしております。加えて、牽制機能を確保するため、独立性の高い複数名の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わっております。

横断的な組織である4委員会の委員長に業務担当取締役を任命しており、全社的かつ適正な判断が効率的に行える体制をとっております。

(4) 当社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、法令順守、社内規程順守及び企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。

当社は、「組織規程」等により責任と権限の明確化を図っており、重要な業務執行の場面において、必要に応じて監査役に指導を仰いでおります。

常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤役員会、部長会等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行っております。

当社は、前述した4委員会活動を通じて法令順守等の監視機能を高めております。

当社は、社内及び社外に「内部公益通報者保護規程」に基づく通報相談窓口を設置し、取引先からの通報も受け付けることで法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する旨を「行動規範」「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」「危機管理マニュアル」に定めております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制

(5)の(イ)

当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(下記(5)の(ハ)及び(5)の(ニ)において「取締役等」という。)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループにおけるガバナンス強化策の一環として、当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社経営報告会や親会社役員と子会社幹部との意見交換会を通じて、子会社の事業計画や設備投資計画などの重要案件の親会社への報告を義務づけるとともに、新規事業や多額の投資案件については事前審査も行っております。合わせて、重要案件の業務執行状況についての報告も義務づけております。

(5)の(ロ)

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループの事業運営上必要な子会社にあつては4委員会に参加させ、適正に業務を行うための体制を整えております。とりわけ「コンプライアンス委員会」は、グループ全社の不正の発生防止に向けた活動に取り組んでおりますが、より実効性を高めるために内部監査を行って、課題の把握及び対応策の検討を継続的に実施しております。また、必要に応じて階層別のグループ会議を開催し、グループ経営の適正化と情報の共有を図るとともに、当社及び子会社において潜在するリスクの認識と顕在化した場合の情報伝達ルールについても定めております。

(5)の(ハ)

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度ごとにグループ全体の重点経営計画を定めるとともに、当該期間のグループ全社の中期経営計画を策定しております。また、親会社役員は子会社役員を兼務し、子会社取締役会においてグループの全体最適の観点から助言を行っております。加えて、グループ全体の資金調達の効率化を図るため、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。

(5)の(二)

当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査役又は取締役、管理職を子会社の監査役に選任することで、横断的な監査役監査を行い、法令順守や環境保護、業務の適正化を図るとともに、親会社の監査役と子会社の監査役との連絡会を定期的開催しております。また、グループ全役職員に適用する「企業行動憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を策定するとともに、グループの役職員が当社総務課又は外部の弁護士に対し直接、内部公益通報を行うことができるようにするなど、グループ全体で法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

(6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として監査室課長、同所属社員（以下「監査担当者」といいます。）を内部監査業務と兼務することとして配属しており、監査担当者の中から数名をコンプライアンス委員会に所属させ、定期的に監査を行っております。

監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るとともに、監査担当者は監査役の指揮命令に従わなければならないこととしております。

取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けたときは、常勤監査役に報告し、不利な取扱いを排除するよう求めることができることとしております。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

(7)の(イ)

当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、部長会や4委員会報告会を通じて、法令で定められた事項、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について、監査役に報告することとしております。

当社のコンプライアンス担当部署は、当社の役職員からの内部公益通報の内容について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

(7)の(ロ)

当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。

当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループの役職員からの内部公益通報の状況について、業績に影響を与えるなど重要なものは監査役に報告することとしております。

(7)の(ハ)

上記(7)の(イ)、(7)の(ロ)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査役に報告した者に対し、いかなる不利な取扱いを行わず、また報告をした者の職場環境が悪化する事のないように、適切な措置を取らなければならないこととしております。

当社の「内部公益通報者保護規程」においても、上記と同様の扱いとしております。

(7)の(ニ)

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会及び常勤役員会等に出席し、決議又は報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要に応じて、担当者からの説明、意見を求めております。常勤監査役は、コンプライアンス監査の実施後には、指摘事項及びレビュー結果の報告を受けております。監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしております。

(二) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）3名及び監査役4名は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役ともに500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(ホ) 会計監査の状況

当社は会計監査業務について、監査法人（新日本有限責任監査法人）と監査契約を締結しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士の氏名、業務に係る補助者の構成につきましては下記の通りであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 西野 尚弥
 - 指定有限責任社員 業務執行社員 上田 美穂
- ・業務に係る補助者の構成
 - 公認会計士11名、その他10名

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査の組織である監査室の内部監査人は4名が在籍し、「内部監査規程」に基づき、会計監査として収入・支出に関する処理すべてが経理規程に準拠しているかを調べ、金銭の取扱い等に関する不正の有無、記録の適否を監査しております。また業務監査として、一定期間の経営計画による業務の運営が諸規程に準拠して、効果的かつ効率的になされているかを監査しております。更に平成20年4月からは「内部統制報告制度」（金融商品取引法）に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況について、評価範囲を定めてその有効性について監査しております。監査役監査の組織は常勤監査役をはじめとする監査役4名で構成しており、「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき、監査実施計画を定めて取締役の職務の執行を監査しております。具体的には取締役会その他重要な会議への出席、稟議書及び予算・決算書類等の閲覧、実地調査等を行っております。

内部監査人と監査役の連携は、内部監査人は内部監査や内部統制監査について期初に年間監査計画表を監査役に提出し了解を得ております。監査結果については全て監査報告書を作成し監査役に報告しております。また欠陥や不備があればその都度、担当部課に改善指導し、その回答書を取り寄せて監査役へ報告しております。

内部監査人と会計監査人の連携は、それぞれの監査結果報告を行い、情報交換、意見交換を行っております。

会計監査人と監査役の連携は、会計監査人の日常監査については会計監査記録、内部統制監査記録を監査役へ回覧し、そのすべてを監査役会にて報告しています。また、期初に監査計画の提出を受け、四半期ごとに監査役会において監査結果報告を受け、意見交換を行っております。

なお、社外監査役石田昭二は、長年銀行に勤務するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役坂井信也は、阪神電気鉄道株式会社の取締役相談役を兼務しており、同社は当社の株式を590千株（持株比率9.57%）保有しております。

社外取締役上門一裕は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は不動産事業において当社と競業関係にあります。なお、同社は当社の株式を35千株（同0.57%）保有するとともに、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が保有する440千株（同7.13%）について、議決権行使の指図権を留保しております。また、同氏は阪神電気鉄道株式会社の社外取締役であります。

社外監査役三枝輝行は、株式会社サエグサ流通研究所の代表取締役社長及び積水ハウス株式会社の取締役を兼務しておりますが、両社は当社との間に特別の関係はありません。なお、同氏は当社の株式を26千株（同0.42%）保有しております。

社外監査役澤田 恒は、大和工業株式会社の監査役を兼務するとともに、澤田・中上法律事務所の主宰でもあります。なお、同氏は当社の株式を0千株（同0.01%）保有しております。

社外監査役石田昭二は、株式会社三井住友銀行に勤務しておりましたが、同行は当社の株式を112千株（同1.83%）保有しており、更に当社に対して貸付けを行っております。しかしながら、当社はグループ会社には豊富にある現預金を柔軟に使える体制にしているため、借入金に依存している状況ではありません。

当社は、社外取締役の坂井信也及び上門一裕、社外監査役の三枝輝行、澤田 恒及び石田昭二を独立役員とする独立役員届出書を株式会社東京証券取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任する場合における、当社からの独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

当社は、社外取締役からは業界に精通した経営者の観点から、当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をいただき、社外監査役からはそれぞれ経営者、弁護士、金融機関出身者といった経歴から、専門的かつ客観的な助言をいただくことが、ガバナンスの強化に繋がるものと考えております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の内容については、上述の通り、相互に情報・意見を交換し、内部統制システムについては必要に応じて担当部門から意見を求めることとしております。当該情報は必要に応じて取締役会、監査役会に報告されるため、社外取締役及び社外監査役の意見の参考となっております。内部統制については、全社統制の整備を行う部門を特定しており、監査対象となる部門の監査を定期的に行っております。

役員報酬等

(イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労引 当金繰入額	
取締役 (社外取締役を除く。)	152	112	-	40	-	8
監査役 (社外監査役を除く。)	21	21	-	-	-	1
社外役員	29	29	-	-	-	6

(ロ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等は、平成24年7月支給分から法人税法第34条第1項第1号に定める定期同額給与（基本報酬）及び同第3号に定める利益連動給与（役員賞与）により構成しております。また、各取締役に支給する報酬等の額は、各取締役の役割や責任の大きさ等に応じて決定しております。但し、非業務執行取締役に支給する報酬は、その職務の性格から業績への連動を排除し、定期同額給与（基本報酬）のみとしております。

また、監査役の報酬等は、平成24年7月支給分から経営の監督・監査という職務の性格から業績への連動を排除し、定期同額給与（基本報酬）のみとしております。

なお、取締役の報酬等は、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その配分を取締役会で決定し、監査役の報酬等は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その配分を監査役の協議により決定しております。

- (1) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- (2) 取締役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議されました。
- (3) 監査役の報酬限度額は、平成23年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議されました。
- (4) 上記(2)の報酬限度額には、平成24年6月28日開催の取締役会において導入した利益連動給与が含まれております。

なお、利益連動給与の支給対象者は業務執行取締役（以下、常勤取締役という）であります。

- (5) 平成29年度に係る常勤取締役に支給する利益連動給与（平成30年6月支給予定の役員賞与）の算定方法につきましては、下記の通りとすることを平成29年6月29日開催の取締役会において決議し、その算定方式について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

（利益連動給与の算定方法）

常勤取締役に支給する利益連動給与の総額は、当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額（百万円未満切捨）とし、40百万円を超えない金額とする。

当期純利益が300百万円未満の場合は、利益連動給与を支払わないものとする。

各常勤取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は、上記で算定された利益連動給与の総額に下記に定める役職位別係数を乗じ、全常勤取締役の係数の合計で除した金額（千円未満切捨）とする。

各役職位別の係数は取締役会長1.000、取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。

各常勤取締役に支給する額は、それぞれ取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役8百万円、取締役4百万円を超えない金額とする。

- (6) 平成30年度に係る常勤取締役に支給する利益連動給与（平成31年6月支給予定の役員賞与）の算定方法につきましては、下記の通りとすることを平成30年6月28日開催の取締役会において決議し、その算定方法について監査役全員が適正と認めた旨を記載した書面を受領しております。

（利益連動給与の算定方法）

常勤取締役に支給する利益連動給与の総額は、当該事業年度の個別当期純利益に3.5%を乗じた額（百万円未満切捨）とし、40百万円を超えない金額とする。

当期純利益が300百万円未満の場合は、利益連動給与を支払わないものとする。

各常勤取締役への支給配分は役職位別とし、各役職位別の支給配分は、上記で算定された利益連動給与の総額に下記に定める役職位別係数を乗じ、全常勤取締役の係数の合計で除した金額（千円未満切捨）とする。

各役職位別の係数は取締役社長1.000、専務取締役0.739、常務取締役0.454、取締役0.224とする。

各常勤取締役に支給する額は、それぞれ取締役社長17百万円、専務取締役13百万円、常務取締役8百万円、取締役4百万円を超えない金額とする。

株式の保有状況

(イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
 37銘柄 2,841百万円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 前事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
グローリー(株)	616,000	2,248	各種機器の購入等の取引関係を総合的に勘案し保有
横浜ゴム(株)	75,000	163	資材購入等の取引関係を総合的に勘案し保有
(株)三井住友フィナンシャルグループ	18,751	75	資金取引関係等を総合的に勘案し保有
多木化学(株)	68,000	64	資材購入等の取引関係を総合的に勘案し保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	43,530	30	資金取引関係等を総合的に勘案し保有
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	9,733	34	保険契約等の取引関係を総合的に勘案し保有
(株)神戸製鋼所 (注) 1	9,904	10	特定バス運行等の取引関係を総合的に勘案し保有
(株)みなと銀行 (注) 2	2,000	4	資金取引関係等を総合的に勘案し保有

(注) 1. (株)神戸製鋼所は、平成28年10月1日付で、普通株式につき10株を1株とする株式併合を行っております。
 2. (株)みなと銀行は、平成28年10月1日付で、普通株式につき10株を1株とする株式併合を行っております。

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
山陽電気鉄道(株)	1,300,000	735	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	60,200	243	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
阪急阪神ホールディングス(株) (注) 1	28,800	104	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	50,800	35	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
三井住友トラスト・ホールディングス(株) (注) 2	5,900	22	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
(株)みずほフィナンシャルグループ	59,000	12	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限

(注) 1. 阪急阪神ホールディングス(株)は、平成28年8月1日付で、普通株式につき5株を1株とする株式併合を行っております。
 2. 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は、平成28年10月1日付で、普通株式につき10株を1株とする株式併合を行っております。
 3. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
グローリー(株)	616,000	2,337	各種機器の購入等の取引関係を総合的に勘案し保有
横浜ゴム(株)	75,000	184	資材購入等の取引関係を総合的に勘案し保有
(株)三井住友フィナンシャルグループ	18,751	83	資金取引関係等を総合的に勘案し保有
多木化学(株) (注) 1	13,600	58	資材購入等の取引関係を総合的に勘案し保有
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	43,530	30	資金取引関係等を総合的に勘案し保有
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	9,733	32	保険契約等の取引関係を総合的に勘案し保有
(株)神戸製鋼所	9,904	10	特定バス運行等の取引関係を総合的に勘案し保有
(株)みなと銀行 (注) 2	2,000	4	資金取引関係等を総合的に勘案し保有

- (注) 1. 多木化学(株)は、平成29年7月1日付で、普通株式につき5株を1株とする株式併合を行っております。
2. (株)みなと銀行は、平成30年4月1日付で、(株)関西みらいフィナンシャルグループを完全親会社とする株式交換を行っております。

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
山陽電気鉄道(株) (注) 1	260,000	685	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
(株)三井住友フィナンシャルグループ	60,200	268	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
阪急阪神ホールディングス(株)	28,800	113	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	50,800	35	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	5,900	25	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限
(株)みずほフィナンシャルグループ	59,000	11	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権限

- (注) 1. 山陽電気鉄道(株)は、平成29年10月1日付で、普通株式につき5株を1株とする株式併合を行っております。
2. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(八) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

また、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項で定める株主総会特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを可能とするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	30	2	30	-
連結子会社	-	-	-	-
計	30	2	30	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である「株式の取得に関する合意された手続による調査業務」を委託しております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、規模、特性、監査日数等を勘案した上定めております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,489	7,570
受取手形及び売掛金	4,845	3 4,699
有価証券	50	110
商品及び製品	530	521
仕掛品	27	146
原材料及び貯蔵品	123	135
分譲土地建物	403	443
繰延税金資産	416	396
その他	548	457
貸倒引当金	12	14
流動資産合計	12,422	14,466
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2 26,678	2 26,196
減価償却累計額	15,818	16,075
建物及び構築物（純額）	10,860	10,121
機械装置及び工具器具備品	2,963	2,842
減価償却累計額	2,144	2,124
機械装置及び工具器具備品（純額）	818	717
車両運搬具	2 14,876	2 15,812
減価償却累計額	11,601	12,405
車両運搬具（純額）	3,274	3,407
土地	2 18,427	2 19,039
リース資産	2,770	2,586
減価償却累計額	1,458	1,407
リース資産（純額）	1,311	1,178
建設仮勘定	1	66
有形固定資産合計	34,694	34,532
無形固定資産	372	492
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 4,593	1, 2 4,852
退職給付に係る資産	1,389	1,462
繰延税金資産	316	259
その他	2 1,836	2 1,657
貸倒引当金	40	91
投資その他の資産合計	8,095	8,139
固定資産合計	43,162	43,164
資産合計	55,585	57,630

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 1,154	2 1,218
1年内返済予定の長期借入金	2 375	2 305
リース債務	542	503
未払金	3,058	3,486
未払法人税等	533	584
未払消費税等	228	432
繰延税金負債	0	0
賞与引当金	944	949
役員賞与引当金	75	82
過年度雑収計上旅行券引当金	17	17
その他	2 1,874	2 2,030
流動負債合計	8,804	9,611
固定負債		
長期借入金	2 683	2 477
リース債務	958	842
繰延税金負債	1,369	1,449
役員退職慰労引当金	145	104
退職給付に係る負債	804	816
その他	2 2,206	2 2,227
固定負債合計	6,167	5,916
負債合計	14,971	15,528
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金	2,235	2,235
利益剰余金	33,454	34,837
自己株式	439	447
株主資本合計	38,390	39,765
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,824	1,912
退職給付に係る調整累計額	375	399
その他の包括利益累計額合計	2,200	2,312
非支配株主持分	23	24
純資産合計	40,614	42,102
負債純資産合計	55,585	57,630

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
自動車運送事業収益	19,922	20,139
売上高	24,600	24,423
営業収益合計	44,522	44,562
売上原価		
運送費	15,185	15,649
売上原価	2 15,773	2 15,722
売上原価合計	30,958	31,372
売上総利益	13,564	13,190
販売費及び一般管理費	1 10,771	1 10,586
営業利益	2,793	2,604
営業外収益		
受取利息	20	16
受取配当金	58	62
仕入割引	26	25
持分法による投資利益	54	62
固定資産売却益	31	14
助成金収入	36	60
その他	76	86
営業外収益合計	304	328
営業外費用		
支払利息	7	4
固定資産除却損	44	21
関係会社貸倒引当金繰入額	-	51
その他	18	34
営業外費用合計	70	110
経常利益	3,027	2,821
特別利益		
固定資産売却益	-	3 195
車両等購入補助金	93	110
移転補償金	50	-
特別利益合計	143	306
特別損失		
固定資産除却損	4 22	4 34
固定資産圧縮損	5 86	5 101
減損損失	6 25	6 288
店舗閉鎖損失	17	-
その他	3	20
特別損失合計	155	444
税金等調整前当期純利益	3,015	2,683
法人税、住民税及び事業税	978	996
法人税等調整額	44	107
法人税等合計	1,022	1,103
当期純利益	1,992	1,580
非支配株主に帰属する当期純利益	1	0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,991	1,579

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益	1,992	1,580
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8	86
退職給付に係る調整額	113	24
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	1,106	1,111
包括利益	2,099	1,692
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,098	1,691
非支配株主に係る包括利益	1	0

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,140	2,235	31,497	435	36,437
当期変動額					
剰余金の配当			150		150
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,991		1,991
自己株式の取得				3	3
持分法の適用範囲の 変動			115		115
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,956	3	1,952
当期末残高	3,140	2,235	33,454	439	38,390

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,831	262	2,093	22	38,553
当期変動額					
剰余金の配当					150
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,991
自己株式の取得					3
持分法の適用範囲の 変動					115
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7	113	106	1	107
当期変動額合計	7	113	106	1	2,060
当期末残高	1,824	375	2,200	23	40,614

当連結会計年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,140	2,235	33,454	439	38,390
当期変動額					
剰余金の配当			195		195
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,579		1,579
自己株式の取得				8	8
持分法の適用範囲の 変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,383	8	1,375
当期末残高	3,140	2,235	34,837	447	39,765

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,824	375	2,200	23	40,614
当期変動額					
剰余金の配当					195
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,579
自己株式の取得					8
持分法の適用範囲の 変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	88	23	111	0	112
当期変動額合計	88	23	111	0	1,488
当期末残高	1,912	399	2,312	24	42,102

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,015	2,683
減価償却費	2,791	2,864
減損損失	25	288
店舗閉鎖損失	17	-
賞与引当金の増減額（は減少）	26	5
役員賞与引当金の増減額（は減少）	5	7
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	53	36
受取利息及び受取配当金	79	78
支払利息	7	4
持分法による投資損益（は益）	54	62
有形固定資産売却損益（は益）	27	207
有形固定資産除却損	29	17
固定資産圧縮損	86	101
売上債権の増減額（は増加）	539	145
たな卸資産の増減額（は増加）	198	162
未払金の増減額（は減少）	237	169
未払消費税等の増減額（は減少）	409	296
その他	47	197
小計	5,336	5,968
利息及び配当金の受取額	79	78
利息の支払額	7	4
法人税等の支払額	1,360	864
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,048	5,177
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,540	1,940
定期預金の払戻による収入	1,077	1,545
有形固定資産の取得による支出	3,267	2,331
有形固定資産の売却による収入	284	324
その他	321	553
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,124	2,954
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	440	440
短期借入金の返済による支出	510	440
長期借入れによる収入	150	100
長期借入金の返済による支出	601	375
ファイナンス・リース債務の返済による支出	570	540
配当金の支払額	150	195
非支配株主への配当金の支払額	0	0
その他	44	26
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,197	1,037
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	272	1,186
現金及び現金同等物の期首残高	4,702	4,429
現金及び現金同等物の期末残高	4,429	5,615

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社の状況

会社の名称 しんきエンジェルハート(株) 他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の適用範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 2社

会社の名称 (株)山陽百貨店、全但バス(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社の名称 しんきエンジェルハート(株) 他

(持分法を適用しない理由)

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品及び製品 売価還元法による原価法等(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品..... 移動平均法による原価法等(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

分譲土地建物 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、車両運搬具のうち提出会社の営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 5年~50年

車両運搬具 2年~5年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

過年度雑収計上旅行券引当金

負債計上中止後にお客様のご利用により回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

その他の工事

工事完成基準を適用しております。

(6) のれんに関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法を採用しております。但し、金額が僅少な場合には当該勘定が生じた期の損益として処理することとしております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日改正 企業会計基準委員会)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日最終改正 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針を企業会計基準委員会に移管するに際して、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる以下の見直しが行われたものであります。

(会計処理の見直しを行った主な取扱い)

- ・個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い
- ・(分類1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い

(2) 適用予定日

平成31年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資有価証券(株式)	658百万円	705百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
建物及び構築物	932百万円 (407百万円)	592百万円 (384百万円)
車両運搬具	1 (1)	0 (0)
土地	3,129 (1,120)	1,364 (1,120)
投資有価証券	851 (-)	890 (-)
差入保証金	116 (-)	115 (-)
計	5,031 (1,530)	2,963 (1,506)

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	211百万円 (173百万円)	190百万円 (152百万円)
長期借入金	394 (276)	304 (224)
受入保証金	320 (-)	320 (-)
支払手形及び買掛金	136 (-)	135 (-)
預り金	24 (-)	21 (-)
計	1,087 (449)	972 (376)

上記のうち、()内書は道路交通事業財団抵当並びに当該債務を示しております。

3 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形	- 百万円	26百万円

4 . 提出会社においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に基づく連結会計年度末における借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
当座貸越極度額	4,400百万円	4,400百万円
借入実行残高	-	-
差引額	4,400	4,400

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料・手当等	6,206百万円	6,117百万円
施設使用料	878	875
賞与引当金繰入額	266	278
役員賞与引当金繰入額	75	82
退職給付費用	59	57
役員退職慰労引当金繰入額	37	-
減価償却費	224	250

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	1百万円	3百万円

3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	69百万円
土地	-	126
計	-	195

4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	22百万円	29百万円
機械装置及び工具器具備品	-	4
計	22	34

5 固定資産圧縮損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
建物及び構築物	15百万円	10百万円
機械装置及び工具器具備品	14	0
車両運搬具	55	59
ソフトウェア	0	30
計	86	101

6 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県姫路市	飲食店舗設備他	建物等	15
大阪市他	食品製造販売	食品販売設備等	9

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

飲食事業及び食品製造販売事業におきましては、経常的な損失を計上しており、収益性の回復が見込まれないため飲食店舗設備及び食品販売設備等の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物13百万円、機械装置及び工具器具備品9百万円、ソフトウェア2百万円、長期前払費用0百万円であります。

飲食店舗設備等の回収可能価額の算定につきましては、使用価値が見込めず、また売却や他への転用が困難な資産であるため、帳簿価額を全額減額しております。

食品販売設備等の回収可能価額の算定につきましては、正味売却価額を用いております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県姫路市	遊休土地	土地	44
兵庫県加古川市	賃貸用土地（駐車場）	土地	6
神戸市垂水区	タクシー事業用設備	建物等	14
兵庫県西宮市	ボルダリング事業用設備	建物等	18
大阪市都島区	食品製造販売事業用設備	リース資産等	4
兵庫県姫路市3件	飲食店舗設備	建物等	154
大阪市淀川区他1件	飲食店舗設備	建物等	46

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

将来の使用が見込まれない遊休土地におきましては継続的な地価の下落、賃貸用土地におきましては収益性の低下、タクシー事業、ボルダリング事業、食品製造販売事業及び飲食事業におきましては、経常的な損失を計上しており、収益性の回復が見込まれないことから、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物207百万円、機械装置及び工具器具備品12百万円、土地50百万円、リース資産4百万円、その他13百万円であります。

遊休土地の回収可能価額の算定につきましては、不動産鑑定評価額をもとに正味売却価額を測定しております。タクシー事業用設備の回収可能価額の算定につきましては、買取業者等の見積価格をもとに正味売却価額を測定しております。賃貸用土地の回収可能価額の算定につきましては、使用価値を用いており、将来キャッシュ・フローを3.5%の割引率で割り引いて算定しております。ボルダリング事業用設備、食品製造販売事業用設備及び飲食店舗設備等につきましては、使用価値が見込めず、また売却や他への転用が困難な資産であるため、帳簿価額を全額減額しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	13百万円	124百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	13	124
税効果額	4	37
その他有価証券評価差額金	8	86
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	159	48
組替調整額	4	12
税効果調整前	164	35
税効果額	50	10
退職給付に係る調整額	113	24
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	0	0
組替調整額	1	1
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	106	111

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	30,860,000	-	-	30,860,000
合計	30,860,000	-	-	30,860,000
自己株式				
普通株式(注)	731,366	5,365	-	736,731
合計	731,366	5,365	-	736,731

(注) 自己株式の普通株式の増加5,365株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	75	2.5	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月10日 取締役会	普通株式	75	2.5	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	105	利益剰余金	3.5	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創立90周年記念配当1円を含んでおり
ます。

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2.	30,860,000	-	24,688,000	6,172,000
合計	30,860,000	-	24,688,000	6,172,000
自己株式				
普通株式(注)1.3.4.	736,731	4,848	592,308	149,271
合計	736,731	4,848	592,308	149,271

- (注) 1. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の減少24,688,000株は株式併合によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加4,848株は、株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加439株及び
単元未満株式の買取りによる増加4,409株(株式併合前3,654株、株式併合後755株)によるものであり
ます。
4. 普通株式の自己株式の株式数の減少592,308株は株式併合によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	105	3.5	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年10月30日 取締役会	普通株式	90	3.0	平成29年9月30日	平成29年12月5日

- (注) 1. 平成29年6月29日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創立90周年記念配当1円を含んでお
ります。
2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当
たり配当額」につきましては、当該株式併合前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	120	利益剰余金	20.0	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金勘定	5,489百万円	7,570百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	1,060	1,954
現金及び現金同等物	4,429	5,615

2. 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	573百万円	407百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	615	437

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、自動車運送事業における営業用バス(車両運搬具)及び旅行貸切事業における貸切バス(車両運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
1年内	1,365	1,347
1年超	1,331	1,011
合計	2,696	2,358

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については設備投資計画等に照らして必要な資金を銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、金利変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式と国債、地方債等の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金(コーラブル預金)であり、当社より期限前解約を行う場合、損失が生じる可能性があります。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金はそのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、社内の稟議決裁を経て企画部が実行し、取引結果及び推移については、常時必要に応じて担当及び関係役員に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	5,489	5,489	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,845	4,845	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,881	3,881	-
(4) その他(長期預金)	500	498	1
資産計	14,716	14,715	1
(1) 支払手形及び買掛金	1,154	1,154	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	375	378	2
(3) 未払金	3,058	3,058	-
(4) 長期借入金	683	677	5
負債計	5,271	5,268	2

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,570	7,570	-
(2) 受取手形及び売掛金	4,699	4,699	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	4,156	4,156	-
(4) その他(長期預金)	-	-	-
資産計	16,426	16,426	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,218	1,218	-
(2) 1年内返済予定の長期借入金	305	307	1
(3) 未払金	3,486	3,486	-
(4) 長期借入金	477	473	3
負債計	5,487	5,485	2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) その他(長期預金)

長期預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利息の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度(平成29年3月31日)	当連結会計年度(平成30年3月31日)
非上場株式	103	101

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、

「(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,382	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,845	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 国債・地方債等	50	220	150	240
(2) 社債	-	-	200	-
(3) その他	-	-	-	-
その他(長期預金)	-	-	500	-
合計	10,277	220	850	240

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,457	-	-	-
受取手形及び売掛金	4,699	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1) 国債・地方債等	110	240	20	240
(2) 社債	-	-	400	-
(3) その他	-	-	-	-
その他(長期預金)	-	-	-	-
合計	12,266	240	420	240

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	375	280	244	145	11
合計	375	280	244	145	11

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	305	269	170	36	-
合計	305	269	170	36	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,866	313	2,552
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	701	652	48
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	114	114	0	
	小計	3,682	1,080	2,601
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	199	200	0
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	199	200	0
	合計	3,881	1,280	2,601

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 103百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,992	313	2,678
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	648	602	46
	社債	401	400	1
	その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-	
	小計	4,042	1,316	2,725
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
(3) その他	114	114	0	
	小計	114	114	0
	合計	4,156	1,430	2,725

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 101百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	60	-	-
社債	150	-	-
その他	500	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	710	-	-

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	50	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	50	-	-

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、時価のない株式16百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価等が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

当社は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に基づく、確定給付企業年金制度を80%採用し、残額については退職一時金制度を充当しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,726百万円	2,660百万円
勤務費用	211	211
利息費用	16	15
数理計算上の差異の発生額	18	24
退職給付の支払額	276	214
退職給付債務の期末残高	2,660	2,648

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
年金資産の期首残高	3,710百万円	3,764百万円
期待運用収益	63	62
数理計算上の差異の発生額	141	24
事業主からの拠出額	70	143
退職給付の支払額	222	157
年金資産の期末残高	3,764	3,836

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	474百万円	517百万円
退職給付費用	84	79
退職給付の支払額	34	48
制度への拠出額	7	7
退職給付に係る負債の期末残高(純額)	517	541

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,223百万円	2,210百万円
年金資産	3,905	3,980
	1,682	1,770
非積立型制度の退職給付債務	1,096	1,124
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	585	645
退職給付に係る負債	804	816
退職給付に係る資産	1,389	1,462
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	585	645

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
勤務費用	211百万円	211百万円
利息費用	16	15
期待運用収益	63	62
数理計算上の差異の費用処理額	6	11
過去勤務費用の費用処理額	1	1
簡便法で計算した退職給付費用	84	79
確定給付制度に係る退職給付費用	252	232

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)
過去勤務費用	1百万円	1百万円
数理計算上の差異	165	37
合計	164	35

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
未認識過去勤務費用	5百万円	4百万円
未認識数理計算上の差異	553	590
合計	558	594

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
債券	29%	30%
株式	46	46
その他	25	24
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度37%、当連結会計年度37%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
割引率	0.6%	0.6%
長期期待運用収益率	2.0	2.0
予想昇給率	2.1	2.1

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	293百万円	290百万円
貸倒引当金	6	22
減価償却費	31	32
株式評価減	34	36
減損損失	173	202
退職給付に係る負債	487	485
役員退職慰労引当金	44	31
税務上の繰越欠損金	278	319
その他	356	354
繰延税金資産小計	1,705	1,776
評価性引当額	499	686
繰延税金資産合計	1,205	1,089
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	394	394
その他有価証券評価差額金	781	819
退職給付信託設定益	345	345
退職給付に係る資産	174	186
特別償却準備金	48	36
その他	97	100
繰延税金負債合計	1,842	1,883
繰延税金負債の純額	637	793

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	416百万円	396百万円
固定資産 - 繰延税金資産	316	259
流動負債 - 繰延税金負債	0	0
固定負債 - 繰延税金負債	1,369	1,449

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	1.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.4
住民税均等割等	1.6	1.9
評価性引当額	1.8	7.1
所得拡大促進税制による税額控除	2.2	0.5
その他	0.8	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9	41.1

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及びアスベスト含有建築資材の除去費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は6年から24年、割引率は0.6%から2.5%を採用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
期首残高	143百万円	157百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	19	2
時の経過による調整額	1	1
資産除去債務の履行による減少額	-	11
その他の増減額(は減少)	5	-
期末残高	157	150

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,281百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,303百万円(賃貸収益は営業収益に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	15,474	15,630
期中増減額	156	479
期末残高	15,630	15,151
期末時価	19,970	19,740

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は賃貸用商業ビルの取得であり、主な減少額は減価償却費の計上であります。当連結会計年度の主な減少額は既存賃貸住宅の売却及び減価償却費の計上であります。

3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、その他の物件については、公示価格や近隣の取引事例、固定資産評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。但し、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、自動車運送サービスを主とし、多種多様なサービスを広範囲にわたり顧客に提供しております。そのため、当社グループの各事業を経済的特徴、サービス内容及びサービスの提供方法の類似性により分類・集約し、「自動車運送」、「車両物販・整備」、「業務受託」、「不動産」、「レジャーサービス」、「旅行貸切」の6つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主な事業内容は以下の通りです。

自動車運送.....一般乗合・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道業

車両物販・整備.....自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理

業務受託.....自動車の運転・保守管理、経営受託、介護

不動産.....土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理

レジャーサービス.....高速道売店等における物販を含む飲食業、ツタヤFC業、食品の製造及び販売

旅行貸切.....旅行業、一般貸切（貸切バス事業）

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販・ 整備	業務受託	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高									
外部顧客への売上高	19,922	5,947	3,069	3,692	6,468	3,923	43,024	1,498	44,522
セグメント間の内部 売上高又は振替高	200	2,095	34	682	-	66	3,078	384	3,463
計	20,123	8,043	3,103	4,375	6,468	3,989	46,103	1,883	47,986
セグメント利益又はセ グメント損失()	921	414	238	1,468	221	15	2,838	15	2,822
セグメント資産	17,262	6,478	3,302	18,670	3,084	2,786	51,584	781	52,366
その他の項目									
減価償却費	1,550	81	41	505	87	467	2,733	8	2,741
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,656	399	6	411	399	1,042	3,915	4	3,919

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業等を含んでおります。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販・ 整備	業務受託	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高									
外部顧客への売上高	20,139	6,005	3,247	3,359	6,257	4,001	43,011	1,551	44,562
セグメント間の内部 売上高又は振替高	206	2,111	25	440	-	64	2,848	386	3,234
計	20,346	8,117	3,272	3,800	6,257	4,065	45,860	1,937	47,797
セグメント利益又はセ グメント損失()	651	402	201	1,440	27	48	2,621	5	2,615
セグメント資産	18,019	6,796	3,499	18,439	2,718	3,098	52,570	1,002	53,573
その他の項目									
減価償却費	1,607	92	45	460	112	497	2,816	8	2,824
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,356	91	26	281	156	416	3,330	35	3,366

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、食料品・雑貨・化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	46,103	45,860
「その他」の区分の売上高	1,883	1,937
セグメント間取引消去	3,463	3,234
連結財務諸表の売上高	44,522	44,562

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,838	2,621
「その他」の区分の損失()	15	5
セグメント間取引消去	29	11
連結財務諸表の営業利益	2,793	2,604

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	51,584	52,570
「その他」の区分の資産	781	1,002
全社資産(注)	10,257	12,309
セグメント間調整額	7,038	8,251
連結財務諸表の資産合計	55,585	57,630

(注)全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余剰運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券等）及び管理部門に係る資産等であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	2,733	2,816	8	8	49	39	2,791	2,864
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,915	3,330	4	35	11	26	3,931	3,392

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	自動車運送	車両物販・整備	業務受託	不動産	レジャーサービス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	-	-	25	-	-	-	25

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	自動車運送	車両物販・整備	業務受託	不動産	レジャーサービス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
減損損失	14	18	-	50	205	-	-	-	288

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	6,737.43円	6,986.55円
1株当たり当期純利益金額	330.54円	262.17円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,991	1,579
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	1,991	1,579
期中平均株式数(千株)	6,025	6,023

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	375	305	0.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	542	503	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	683	477	0.4	平成31年4月～ 平成34年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	958	842	-	平成31年4月～ 平成35年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,559	2,129	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	269	170	36	-
リース債務	373	207	188	73

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	10,552	21,456	32,376	44,562
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	513	885	1,312	2,683
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	306	533	808	1,579
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	50.93	88.55	134.15	262.17

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	50.93	37.63	45.60	128.03

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っており、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,916	5,089
売掛金	2,209	2,133
商品	295	279
原材料及び貯蔵品	78	90
前払費用	62	58
短期貸付金	2,587	2,705
繰延税金資産	236	230
その他	2,110	2,95
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	6,385	8,682
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,890	1,833
構築物	474	443
機械装置及び工具器具備品	496	411
車両運搬具	1,247	1,742
土地	1,15,838	1,16,044
リース資産	347	179
建設仮勘定	0	-
有形固定資産合計	28,510	28,204
無形固定資産	232	350
投資その他の資産		
投資有価証券	1,2,932	1,3,242
関係会社株式	489	480
長期貸付金	2,997	2,1,364
長期前払費用	785	844
その他	2,927	2,541
貸倒引当金	920	1,007
投資その他の資産合計	5,211	5,467
固定資産合計	33,954	34,022
資産合計	40,339	42,704

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	1 256	1 235
リース債務	177	127
未払金	2 1,693	2 2,201
未払法人税等	337	423
前受金	1,120	1,163
預り金	2 5,862	2 6,725
賞与引当金	492	479
その他	2 331	2 371
流動負債合計	10,272	11,727
固定負債		
長期借入金	1 254	1 171
財団抵当借入金	1 276	1 224
リース債務	187	59
繰延税金負債	1,087	1,137
退職給付引当金	177	187
受入保証金	1, 2 2,019	1, 2 2,041
その他	164	165
固定負債合計	4,168	3,986
負債合計	14,440	15,714
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金		
資本準備金	2,235	2,235
資本剰余金合計	2,235	2,235
利益剰余金		
利益準備金	307	307
その他利益剰余金		
特別償却準備金	63	46
固定資産圧縮積立金	890	889
別途積立金	10,395	10,895
繰越利益剰余金	7,596	8,134
利益剰余金合計	19,253	20,274
自己株式	439	447
株主資本合計	24,189	25,202
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,709	1,787
評価・換算差額等合計	1,709	1,787
純資産合計	25,899	26,990
負債純資産合計	40,339	42,704

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	1 20,756	1 20,917
売上原価	1 16,269	1 16,581
売上総利益	4,487	4,335
販売費及び一般管理費	1, 2 2,677	1, 2 2,558
営業利益	1,809	1,777
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 128	1 126
助成金収入	20	38
その他	1 52	1 40
営業外収益合計	201	205
営業外費用		
支払利息	1 13	1 14
固定資産除却損	1 25	1 22
関係会社貸倒引当金繰入額	123	86
その他	3	17
営業外費用合計	165	140
経常利益	1,845	1,841
特別利益		
固定資産売却益	-	193
車両等購入補助金	71	98
特別利益合計	71	291
特別損失		
固定資産除却損	-	1 28
固定資産売却損	1 7	-
固定資産圧縮損	70	94
減損損失	-	54
店舗閉鎖損失	17	-
その他	-	8
特別損失合計	95	186
税引前当期純利益	1,821	1,946
法人税、住民税及び事業税	540	634
法人税等調整額	26	20
法人税等合計	566	654
当期純利益	1,255	1,291

【売上原価明細表】

区分	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1 運送費				
(1) 人件費	7,897		7,971	
(給料手当)	(4,926)		(4,915)	
(賞与)	(1,249)		(1,312)	
(賞与引当金繰入額)	(434)		(419)	
(退職給付引当金繰入額)	(133)		(122)	
(福利厚生費)	(1,154)		(1,201)	
(2) 燃料油脂費	1,068		1,218	
(3) 修繕費	1,264		1,312	
(4) 減価償却費	1,332		1,345	
(5) その他	2,699	14,263	2,735	14,582
		87.7		87.9
2 売上原価				
(1) 不動産売上原価	921		878	
(2) ツタヤFC売上原価	732		835	
(3) その他売上原価	352	2,006	285	1,998
		12.3		12.1
売上原価合計		16,269		16,581
		100.0		100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		特別償却 準備金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金
当期首残高	3,140	2,235	2,235	307	85	891	9,895
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
特別償却準備金の取崩					22		
固定資産圧縮積立金の取崩						0	
別途積立金の積立							500
自己株式の取得							
会社分割による減少							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	22	0	500
当期末残高	3,140	2,235	2,235	307	63	890	10,395

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他有価証 券評価差額金	
当期首残高	6,968	18,148	435	23,088	1,732	24,821
当期変動額						
剰余金の配当	150	150		150		150
当期純利益	1,255	1,255		1,255		1,255
特別償却準備金の取崩	22	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	0	-		-		-
別途積立金の積立	500	-		-		-
自己株式の取得			3	3		3
会社分割による減少						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					23	23
当期変動額合計	627	1,104	3	1,100	23	1,077
当期末残高	7,596	19,253	439	24,189	1,709	25,899

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金		
				特別償却 準備金	固定資産圧縮 積立金	別途積立金	
当期首残高	3,140	2,235	2,235	307	63	890	10,395
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
特別償却準備金の取崩					16		
固定資産圧縮積立金の取崩						0	
別途積立金の積立							500
自己株式の取得							
会社分割による減少							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	16	0	500
当期末残高	3,140	2,235	2,235	307	46	889	10,895

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			その他有価証 券評価差額金	
当期首残高	7,596	19,253	439	24,189	1,709	25,899
当期変動額						
剰余金の配当	195	195		195		195
当期純利益	1,291	1,291		1,291		1,291
特別償却準備金の取崩	16	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	0	-		-		-
別途積立金の積立	500	-		-		-
自己株式の取得			8	8		8
会社分割による減少	75	75		75		75
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					78	78
当期変動額合計	538	1,021	8	1,013	78	1,091
当期末残高	8,134	20,274	447	25,202	1,787	26,990

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの.....移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品.....売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品.....移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、車両運搬具のうち営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた72百万円は、「助成金収入」20百万円、「その他」52百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務
 担保に供している資産

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
建物	932百万円	592百万円
車両運搬具	1	0
土地	3,129	1,364
投資有価証券	842	880
計	4,905	2,837

担保に係る債務

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
長期借入金(1年内返済予定含む)	155百万円	117百万円
財団抵当借入金(1年内返済予定含む)	449	376
受入保証金	320	320
計	925	814

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	666百万円	790百万円
長期金銭債権	1,004	1,371
短期金銭債務	6,029	7,038
長期金銭債務	458	457

3. 保証債務

他の会社の営業契約等に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
神姫フードサービス株式会社(取引保証)	-百万円	6百万円
株式会社神姫トラベル(取引保証)	17	5
株式会社富士屋かまぼこ(借入保証)	150	100
しんきエンジェルハート株式会社(借入保証)	30	30
計	197	141

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	684百万円	673百万円
売上原価	2,542	2,554
販売費及び一般管理費	169	44
営業取引以外の取引による取引高	426	329

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36%、当事業年度32%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度64%、当事業年度68%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料・手当	709百万円	737百万円
賞与引当金繰入額	56	58
退職給付費用	22	16
減価償却費	78	78

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	95	261	166
合計	95	261	166

当事業年度(平成30年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	95	484	389
合計	95	484	389

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
子会社株式	378	370
関連会社株式	15	15

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	32 百万円	34 百万円
賞与引当金	151	146
株式評価減	111	113
減価償却費	19	23
退職給付引当金	324	314
貸倒引当金	281	308
減損損失	32	34
その他	147	140
繰延税金資産小計	1,100	1,116
評価性引当額	444	490
繰延税金資産合計	655	626
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	392	392
その他有価証券評価差額金	733	767
退職給付信託設定益	345	345
特別償却準備金	27	20
その他	7	6
繰延税金負債合計	1,507	1,533
繰延税金負債の純額	851	906

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.8 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		1.2
評価性引当額		2.4
住民税均等割		1.8
その他		0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率		33.6

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】
【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	21,225	147	515 (7)	494	8,383	12,473
	構築物	2,385	13	27 (0)	42	443	1,928
	機械装置及び 工具器具備品	1,685	27	167 (0)	105	411	1,133
	車両運搬具	12,310	1,403	571 (55)	1,040	2,742	10,400
	土地	15,838	273	67 [54]	-	16,044	-
	リース資産	1,000	-	246	143	179	574
	建設仮勘定	0	61	62	-	-	-
	計	54,446	1,927	1,658 (63) [54]	1,827	28,204	26,510
無形固定資産	その他	374	218	92 (30)	54	350	149
	計	374	218	92 (30)	54	350	149

(注) 1. 当期減少額の括弧書数字(内数)は、当期に取得した資産の一部に対する国庫補助金等に係る圧縮記帳額であり、期末残高から控除されております。

圧縮記帳累計額は、建物306百万円、構築物218百万円、機械装置及び工具器具備品78百万円、車両運搬具1,164百万円、土地41百万円、ソフトウェア103百万円であります。

2. 当期減少額の括弧書数字[内数]は、減損損失の金額であり期末残高から控除されております。
3. 建物の増加は、自動車運送事業における加古川南出張所建替工事107百万円等によるものです。減少は、不動産事業における賃貸物件の売却337百万円等によるものです。
4. 車両運搬具の増加は、自動車運送事業における乗合バス等52両の購入1,341百万円等によるものです。減少は、乗合バス等39両の廃車・売却496百万円等によるものです。
5. 土地の増加は、不動産事業における賃貸用土地の取得273百万円によるものです。
6. 無形固定資産その他の増加は、自動車運送事業における高速バスのICカード対応によるソフト開発111百万円等によるものです。
7. 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	921	86	-	1,008
賞与引当金	492	479	492	479

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.shinkibus.co.jp/ir/ir_koukoku.html
株主に対する特典	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式2,000株以上を所有する株主に対し、6月16日及び12月16日以降6ヶ月間有効の株主乗車証又は株主乗車券(ともに持参人が使用可)を交付します。株主乗車証は2,000株毎に1枚贈呈し、30枚を上限枚数とします。株主乗車券は2,000株で10,000円相当額、20株増す毎に100円分累加し、14,000円を上限額とします。但し、使用できるのは特定路線を除きます。 ・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式100株以上2,000株未満を所有する株主に対しては、乗合バス運賃半額割引券を交付します。 ・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式100株以上を所有する株主に対しては、上記の他に当社及びグループ会社の商品・サービス利用時に使用できるグループ優待券(3,000円相当の金券)を一律に交付します。

(注) 当社は、株主が有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第134期）（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）平成29年6月29日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成29年6月29日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第135期第1四半期）（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）平成29年8月14日近畿財務局長に提出

（第135期第2四半期）（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日）平成29年11月14日近畿財務局長に提出

（第135期第3四半期）（自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日）平成30年2月14日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成29年7月4日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 尚弥 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 美穂 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、神姫バス株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、神姫バス株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 尚弥 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 美穂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第135期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。